

だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる

# 国立市地域福祉計画



2012（平成24）3月

国立市



だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる

くにたちしちいきふくしけいかく  
国立市地域福祉計画

2012 (平成24) 年3月

くにたちし  
国立市



## はじめに



本計画は、『地域保健福祉計画』、『高齢者保健福祉計画』及び『しょうがいしゃ福祉計画』の3分野からなる、これまでの「国立市第三次地域保健福祉計画」の構成を全面的に見直し、それぞれを個別計画にするとともに、地域保健福祉計画を地域の要となる計画と捉え、その名称を「国立市地域福祉計画」に改め、地域福祉に重点を置いた計画といたしました。

本計画では、しょうがいしゃ、高齢者、子どもなどの個別計画では対応できない福祉施策や各計画に共通する事項、男女共同参画、地域防災などの関連計画も含め、各計画を横断的な角度から補い、生涯学習、NPO活動、まちづくりなど福祉以外の分野にも及ぶ広い範囲を対象といたしました。また、目標を「だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる」こととし、目標を実現するための基本理念として、「ソーシャルインクルージョンに基づく地域づくり」及び「少子高齢社会に対応したコミュニティづくり」を掲げて、12項目の施策を推進することといたしました。

従来から、少子高齢化の進行、地域での相互扶助意識の希薄化などにより、地域コミュニティは衰退の傾向にあります。平成23年3月11日に発生し

ひがしにほんだいいんさい おお きょうくん ひと たいせつ さいにんしき  
た東日本大震災の大きな教訓として「人のつながりの大切さ」が再認識さ  
れしました。ちいき さまざま かだい こうてき かいけつ むずか  
地域の様々な課題は、公的なサービスだけでは解決が難しく、  
かぞく しみん ちいき ぎょうせいとう きょうどう とりくみ すす ひつよう ほんけいかく  
家族、市民、地域、行政等が協働して取組を進める必要があります。本計画  
かくしさく みなさま ちゃくじつ すいしん く  
の各施策を皆様とともに着実に推進し、だれもがあたりまえに暮らせるま  
そうぞう かつせいか ちいきしゃかい めざ  
ちを創造し、コミュニティが活性化した地域社会づくりを目指します。

ほんけいかく さくてい あ く にたちしちいきほけんふくしけいかくさくていいんかい けんとう  
本計画の策定に当たっては、国立市地域保健福祉計画策定委員会での検討、  
くにたちしちいきほけんふくしだんたいとうれんらくきょうぎかい ぎろん さまざま かくど  
国立市地域保健福祉団体等連絡協議会での議論など、様々な角度からご  
いけん ていげん あらた ほんけいかく さくてい きょうりよく  
意見・ご提言をいただきました。改めて、本計画の策定にご協力をいた  
みなさま ところ れいもう あ  
だきました皆様に、心よりお礼申し上げます。

へいせい ねん がつ  
平成24年3月

くにたちしちょう  
国立市長

さ どう かず お  
佐藤 一夫

# も く じ

だい しょう けいかく がいよう	第1章 計画の概要	3
けいかく さくてい はいけい	1 計画策定の背景	5
けいかく いち	2 計画の位置づけ	5
けいかく き かんおよ みなお	3 計画の期間及び見直し	6
けいかく かんが かた	4 計画の考え方	7
だい しょう くにたちし ちいきふくし げんじょう	第2章 国立市における地域福祉の現状	11
じんこう せたい げんじょう しょうらいじんこうよそく	1 人口・世帯の現状と将来人口予測	13
しょうしこうれいか げんじょう こんご すいけい	2 少子高齢化の現状と今後の推計	13
しみんせいかつ げんじょう	3 市民生活の現状	14
しえん ひつよう かた げんじょう	4 支援が必要な方の現状	16
だい しょう しさく たいけい ぐたいてき てんかい	第3章 施策の体系と具体的な展開	23
しさく たいけい	1 施策の体系	25
ぐたいてき てんかい	2 具体的な展開	26
だい せつ ひと たいせつ ささき ちいき	第1節 人を大切にし、支えあう地域づくり	26
だい きょうどう ちいきふくし じつげん	第1 協働による地域福祉の実現	29
だい ふくし かんけい き かん じぎょうしょかん れんけい	第2 福祉関係機関・事業所間の連携	32
だい ふくし しつ こうじょう	第3 福祉サービスの質の向上	35
だい そうだん けんりよう ご じぎょう じゅうじつ	第4 相談・権利擁護事業の充実	40
だい せつ あんぜん あんしん ちいき	第2節 安全で安心できる地域づくり	43
だい	第5 バリアフリーのまちづくり	45
だい ぼうさい ぼうはん つよ ちいき	第6 防災・防犯に強い地域づくり	49
だい しえん ひつよう かた じゅうじつ	第7 支援が必要な方へのサービスの充実	54
だい けんこう すいしん	第8 健康づくりの推進	59

だい せつ	ひと	ひと	い	ちいき		
第3節	その人がその人らしく生きられる地域づくり				.....	6 3
だい	しゃかいさん	か	すいしん			
第9	社会参加の推進				.....	6 6
だい		せ	だい	い	ぼしよ	きよてん
第10	あらゆる世代の居場所・拠点づくり				.....	6 9
だい	じりつせい	かつ		きょういく	かつどう	じゅうじつ
第11	自立生活をめざす教育と活動の充実				.....	7 2
だい	じりつせい	かつ	じつげん		しゅうろう	しえん
第12	自立生活を実現するための就労支援				.....	7 5

だい	しょう	けいかく	じつげん	む		
第4章	計画の実現に向けて				.....	7 9
	すいしん	たいせい	かくりつ			
1	推進体制の確立				.....	8 1
	しみん		じぎょう	しよとう	れんけい	
2	市民、NPO、事業所等との連携				.....	8 2
	くに	とうきょう	と	たくしちょう	そんとう	かんけい
3	国、東京都、他区市町村等関係機関との連携				.....	8 2

だい	しょう	しりょう	へん			
第5章	資料編				.....	8 3
	ようご	かいせつ				
1	用語の解説				.....	8 5
	くに	たちし	ちいき	ふく	しけいかく	さくてい
2	国立市地域福祉計画策定のための諸会議開催経過				.....	8 8
	くに	たちし	ちいき	ほけん	ふく	しけいかく
3	国立市地域保健福祉計画策定委員会条例				.....	8 9
	くに	たちし	ちいき	ほけん	ふく	しだん
4	国立市地域保健福祉団体等連絡協議会設置要綱				.....	9 1
	くに	たちし	ちいき	ほけん	ふく	しすい
5	国立市地域保健福祉推進本部設置要綱				.....	9 3
	くに	たちし	ちいき	ほけん	ふく	しだん
6	国立市地域保健福祉団体等連絡協議会委員名簿				.....	9 7
	くに	たちし	ちいき	ほけん	ふく	しけいかく
7	国立市地域保健福祉計画策定委員名簿				.....	9 8

べってん さんこうしりょう  
【別添】参考資料

しりょう		とう	しみん	かつどう	だんたい	くに	たちし	きょう	どう	れんけい	ぎょう	む	へい	せい	ねん	ど	じつ	し
資料No. 1	NPO等市民活動団体と国立市の協働/連携業務 平成21年度実施																	
しりょう		くに	たちし		か	じょう	きょう	た	てもの									
資料No. 2	国立市のバリアフリー化の状況（建物）																	
しりょう		あん	しん	く		すい	しん		てい	げん	しよ	げん	じょう	か	だい	たい	かい	ぜん
資料No. 3	だれもが安心して暮らせるまちづくりの推進ワーキンググループ提言書の現状と課題に対する改善状況																	

だい しょう  
第 1 章

けいかく がいよう  
計画の概要



# 1 計画策定の背景

近年の少子高齢社会や核家族化の進展等により、家族や地域での支え合う機能が弱まり、個人の価値観の多様化、ライフスタイルの変化、プライバシーへの配慮などから身近な地域での交流や人々の結びつきが希薄になってきています。また、市民の福祉に対するニーズは複雑、多様化してきており、子どもから高齢者まで、年齢や性別、しょうがいの有無に関わらず、人々のつながりを大切にし、互いを認めあい、ともに暮らせる地域づくりが求められています。

こうした社会情勢の変化に対応できる「地域で支え合う力を培う」ことを基本とした地域福祉を市民、地域、NPO・ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業などの様々な団体・組織等と行政とが適切な役割分担の下に連携し、推進する必要があります。

このため、地域福祉に焦点をあて、地域におけるサービスや推進活動を拡充する計画となるよう、これまでの計画を大幅に変更し、計画の名称を「国立市地域福祉計画」に改め、推進することとしました。

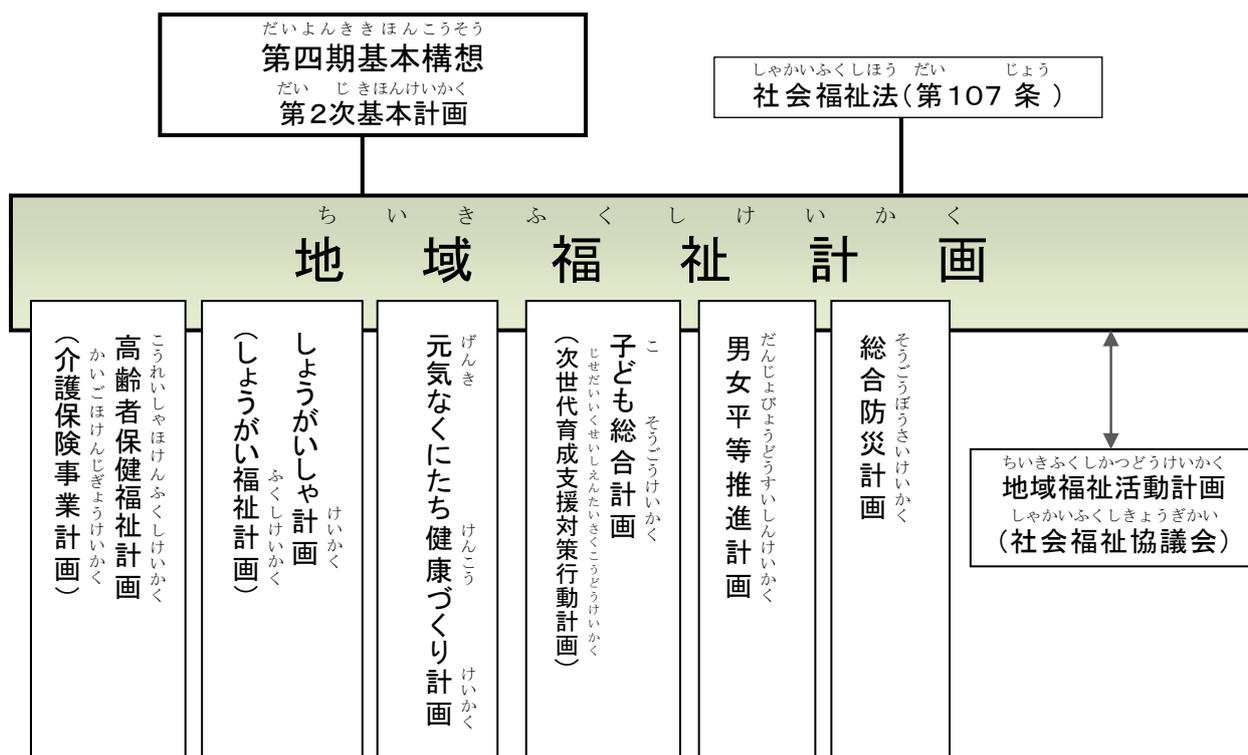
※ NPO → 85ページ 用語の解説①参照

## 2 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく市町村の計画であり、本市の総合計画である第四期基本構想・第2次基本計画を上位計画とし、福祉関連計画などを横断するものとして位置づけられています。その内容は、しょうがいしゃ、高齢者、子どもなどの個別計画では対応できない福祉施策や各計画に共通する事項、男女共同参画、地域防災などの関連計画も含め、各計画を横断的な角度から補う福祉計画であり、生涯学習やNPO活動、まちづくりなど、福祉以外の分野にも及ぶ広い範囲となります。

これまで、国立市の地域保健福祉計画は、平成5年12月に策定して以降、平成13年1月には第二次地域保健福祉計画を、平成18年6月には第三次地域保健福祉計画を策定してきまし

第三次地域保健福祉計画においては、共通する課題としての地域福祉計画、高齢者保健福祉計画及びしょうがいしゃ福祉計画の3分野からなる計画として策定してきました。この計画では、これらを改め、地域福祉に重点を置いた計画としました。



### 3 計画の期間及び見直し

この計画の期間は、平成23年度から平成28年度までの6年間とします。ただし、国の制度や社会情勢の変化等に適切に対応するため、3年を目途に国立市地域保健福祉推進本部において点検・評価を実施し、必要に応じて見直しを行います。

※ 関連する他の計画との関係は、次の図のとおり

かんれん ほか けいかく きかん かんけい  
 関連する他の計画・期間との関係

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
	へいせい 平成23	へいせい 平成24	へいせい 平成25	へいせい 平成26	へいせい 平成27	へいせい 平成28	へいせい 平成29
ちいきふくしけいかく 地域福祉計画	→						
こうれいしゃほけんふくしけいかく 高齢者保健福祉計画	→						
かいごほけんじぎょうけいかく 介護保険事業計画	→	第5期			→	第6期	
しょうがいしゃけいかく しょうがいしゃ計画	→						
しょうがいふくしけいかく しょうがい福祉計画	第2期	第3期			→	第4期	
げんき けんこう けいかく 元気にたち健康づくり計画	→						
こ せうごうけいかく 子ども総合計画	第二次					第三次	
じせだいいくせいしえんたいさくこうどうけいかく 次世代育成支援対策行動計画	→						
ほいくけいかく 保育計画	→						
だんじょびょうどうすいしんけいかく 男女平等推進計画	第四次					第五次	
せうごうぼうさいけいかく 総合防災計画	→						
きほんけいかく 基本計画	第2次					第1次	
きほんこうせう 基本構想	第四期					第五期	

#### 4 計画の考え方

##### (1) 計画の目標

ほんけいかく ふくし およ かんれんかくぶん や けいかく きょうつう りねん ふくししきくぜんたい きょうつう  
 本計画は、福祉及び関連各分野の計画の「共通する理念」、「福祉施策全体に共通する目標」を設定し、地域福祉に重点を置いた計画とし、目標を「だれもがあたりま  
 えに暮らせるまちをつくる」こととします。また、目標を実現するための基本理念と  
 して、「ソーシャルインクルージョンに基づく地域づくり」及び「少子高齢社会に対応  
 したコミュニティづくり」を掲げて、行政が積極的・優先的に取り組む視点と市民が

じしゅてき かつどう かんきょうせいび めいかく しさく すいしん  
自主的に活動できる環境整備を明確にし、施策を推進します。

### ① ソーシャルインクルージョンに基づく地域づくり

すべ ひとびと こどく こりつ はいじよ まさつ えんご けんこう ぶんかてき せいかつ じつげん  
全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現を  
はか かんが かた きちよう しゃかいてき よわ たちば  
図る「ソーシャルインクルージョン」の考え方を基調として、社会的に弱い立場  
ひとびと しゃかい いちいん つつ ささ あ ちいき こうちく  
にある人々を社会の一員として包み支え合う地域づくりを構築します。

### ② 少子高齢社会に対応したコミュニティづくり

しょうしこうれいしゃかい たいおう  
ちいき せいかつ ひと こりつ とも ささ い  
地域で生活する人すべてが孤立することなく共に支えあい、生きがいをもって  
あんしん く しょうしこうれいしゃかい たいおう きほん  
安心して暮らせるよう、少子高齢社会に対応したコミュニティづくりを基本とし  
しさく てんかい  
て、施策を展開します。

※ ソーシャルインクルージョン → 85ページ 用語の解説②参照

## (2) 計画の視点

けいかく してん  
けいかく もくひょう く じつげん  
計画の目標である「だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる」ことを実現す  
つぎ してん しさく すいしん  
るため、次の視点から施策を推進します。

### ① 人を大切にし、支えあう地域づくり

### ② 安全で安心できる地域づくり

### ③ その人がその人らしく生きられる地域づくり

## (3) 地域福祉とは

ひび く ば ちいき たよう ひとびと せいかつ く わたし  
日々の暮らしの場である地域では、多様な人々が生活し暮らしています。私たち  
く なか しょう ちいき かだい じゅうたく どうろ こうつう こそだ ぼうはん ぼうさい しゅうろう  
の暮らしの中で生じる地域の課題は、住宅、道路、交通、子育て、防犯・防災、就労、  
ちいき みまも にちじょうせいかつ だ たき  
地域の見守りなど「まちづくり」から「日常生活でのゴミ出し」まで、多岐にわた

っています。

このような地域の課題は、公的な福祉サービスだけでは解決が難しく、市民、地域、行政などが協働して取り組みを進める必要があります。こうした地域社会の幅広い福祉を「地域福祉」と位置付けて、互いに支え合い、人を大切にして、生きがいのある安心できる地域づくりを推進することにより、だれもがあたりまえに暮らすことができるまちを実現します。

特に、地域の中で取り残された市民や認知症高齢者の増加、青少年や中高年層の生活不安、ストレスの増大、孤独死、自殺、ホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどの深刻な社会問題に対しては、行政はもとより地域全体が生活課題に目を向け自発的、積極的に取り組むことが地域福祉の重要な役割と考えます。





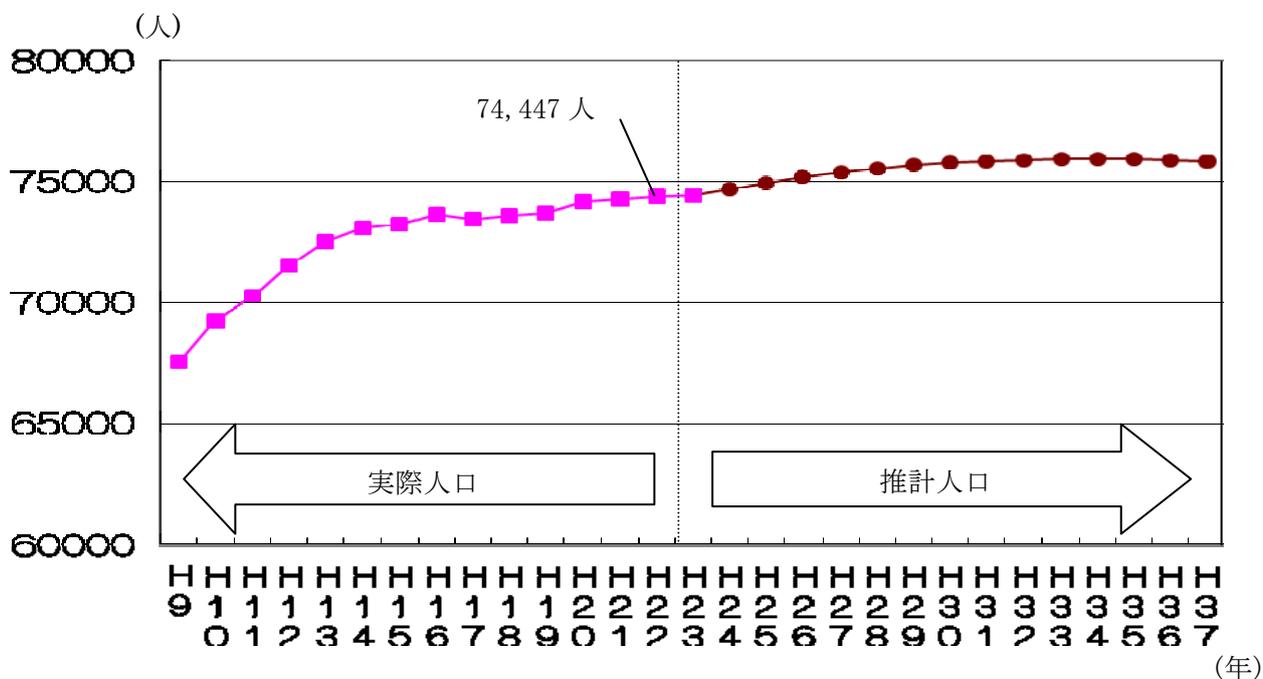


# 1 人口・世帯の現状と将来人口予測

国立市の人口は平成23年1月1日現在、74,447人（外国人登録者を含む）であり、この10年間で微増している。日本全体でみると、すでに人口は減少に転じているが、国立市では、今後の住宅の建築状況等、地域特性を加味する中では、平成32年前後まで人口は微増し、その後、緩やかに減少すると見込んでいます。

また、国立市の世帯数は平成23年1月1日現在、35,248世帯（外国人登録者を含む）で人口と同様に微増傾向にあります。

人口の推移と将来人口予測



資料：政策経営課

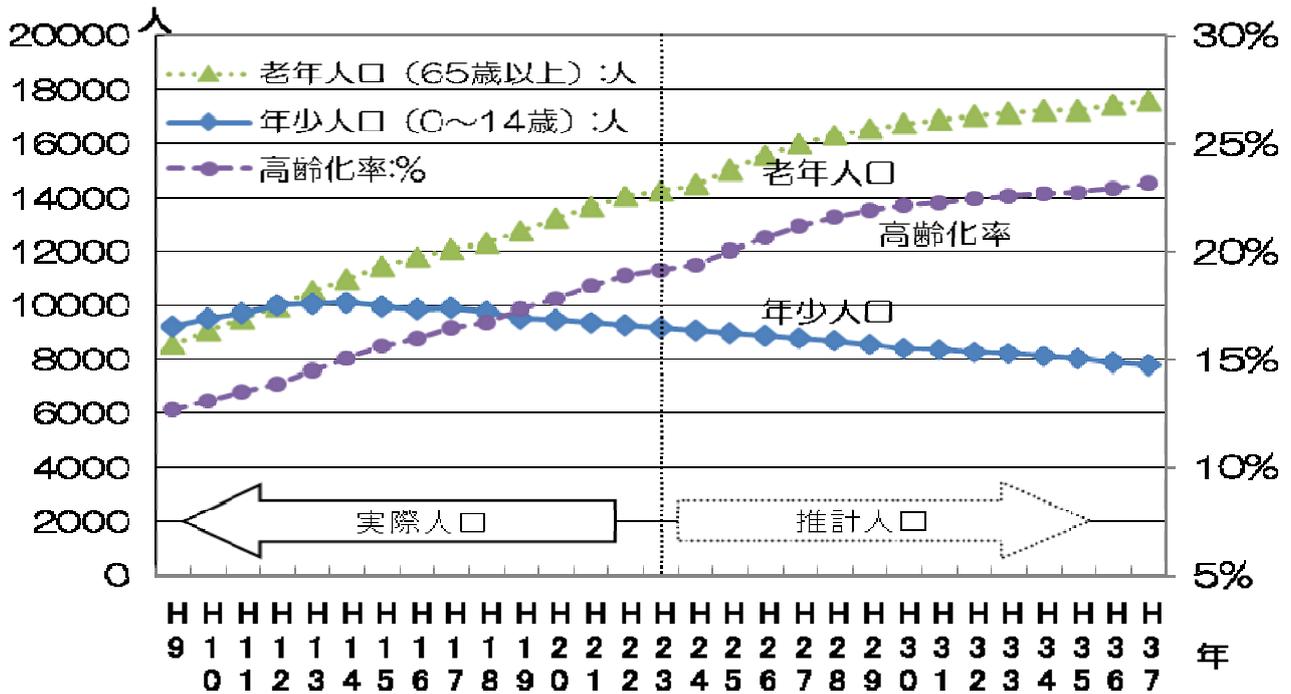
# 2 少子高齢化の現状と今後の推計

国立市の65歳以上の人口（老年人口）は、平成23年1月1日現在、14,240人で、高齢化率は、19.1%となっています。今後、平成27年度末には21.5%前後になることが見込まれ

ます。

一方、15歳未満の人口（年少人口）は、平成23年1月1日現在、9,907人で、総人口に占める割合は、13.3%となっています。平成15年以降減少を続けている年少人口は、今後、平成27年度末には8,700人前後になることが見込まれます

国立市の年少・老年人口推移と今後の推計



資料：政策経営課

### 3 市民生活の現状

#### (1) 家族類型から見た世帯の推移

世帯総数に占める「単独世帯（世帯員が一人だけの世帯）」の割合は、昭和60年に31.7%でありましたが、平成22年には44.0%に急増しています。「夫婦のみの世帯」及び「女親と子どもの世帯」の割合は、微増傾向にあります。また、「男親と子どもの世帯」の割合は、変化が見られません。

年	S 60 年	H2 年	H7 年	H12 年	H17 年	H22 年
世帯総数	24,004	25,329	28,191	32,026	33,195	35,721
単独世帯数	7,611	8,766	10,828	12,827	13,939	15,732
夫婦のみの世帯	2,976	3,559	4,452	5,477	5,815	6,194
男親と子どもの世帯	221	248	308	340	362	409
女親と子どもの世帯	1,329	1,428	1,577	1,916	2,047	2,308
単独世帯の割合	31.7%	34.6%	38.4%	40.1%	42.0%	44.0%
夫婦のみの世帯の割合	12.4%	14.1%	15.8%	17.1%	17.5%	17.3%
男親と子どもの世帯の割合	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
女親と子どもの世帯の割合	5.5%	5.6%	5.6%	6.0%	6.2%	6.5%

※ 単独世帯とは、世帯員が一人だけの世帯をいう。資料：国勢調査（H22年は確定値）

## (2) 自治会の組織数

市内には、市が把握する自治会・町内会が72組織あり、地域での相互扶助活動などを行っています。しかし、地域によっては、自治会・町内会がないところもあります。

また、自治会・町内会加入率世帯は、36.1%となっています。何らかのコミュニティに入って活動している市民は20.1%です。

## (3) 市内のNPO法人数

平成23年12月1日現在、43団体が市内で活動しています。そのうち「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を行っているのは、29法人となっています。

## (4) 地域を支える団体等

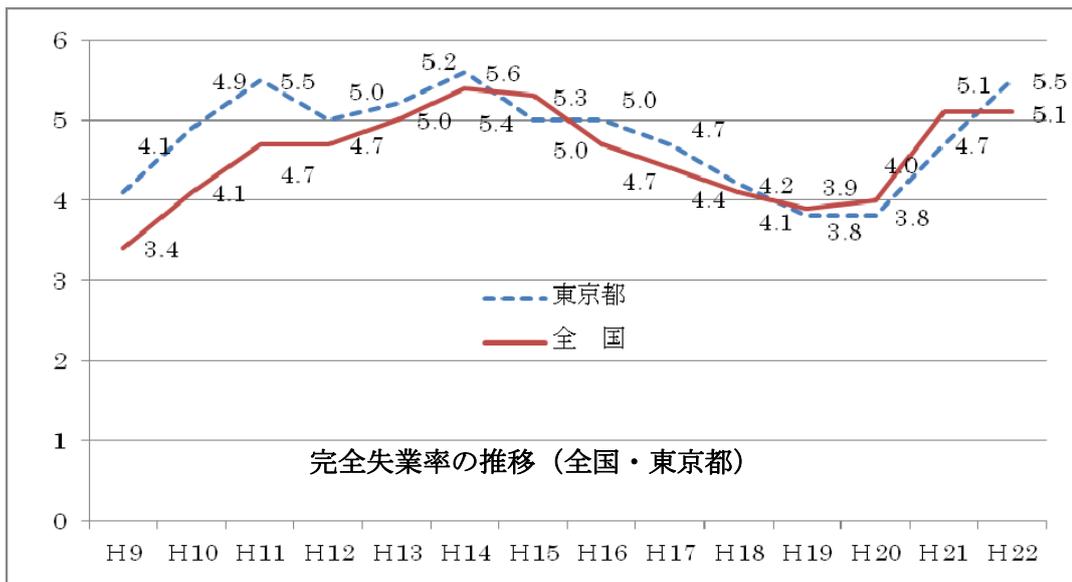
市内には、地域を支える様々な団体があり、市民の要望や相談に応じて活動しています。福祉に関係する主な団体は、民生委員・児童委員協議会、保護司会、日本赤十字奉仕団、育成会、防犯協会などがあります。

## 4 支援が必要な方の現状

### (1) 完全失業率の推移 (全国・東京都)

平成20年のリーマンショック (Lehman Shock) 以来、経済情勢が低迷し、東京都における完全失業率は5.5%と高水準となっています。

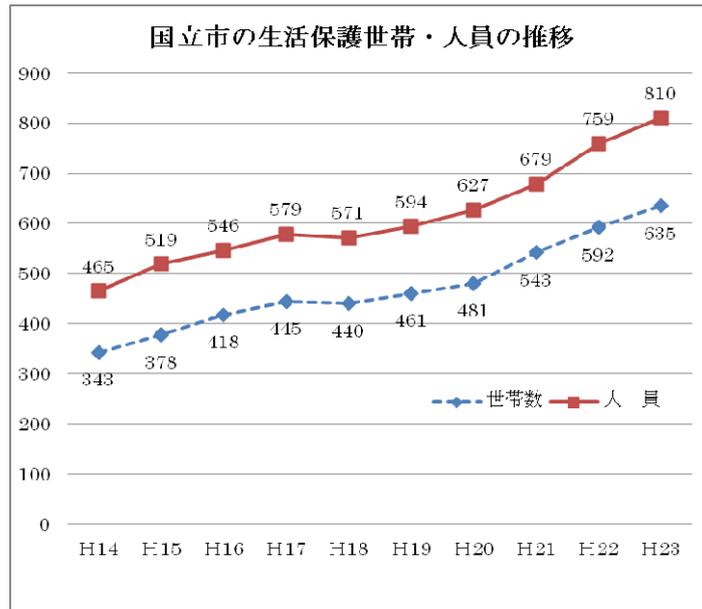
※ リーマンショック → 85ページ 用語の解説③参照



資料：総務省「労働力調査」

### (2) 生活保護世帯

国立市における生活保護世帯は、平成14年4月には343世帯でありましたが、平成23年4月には635世帯と、292世帯の増加となっています。特に、平成20年のリーマンショック以降は、経済情勢の悪化の影響もあり、その他世帯がしょうがいしゃ世帯や傷病世帯を上回り、急激に増加しています。



資料：福祉総務課

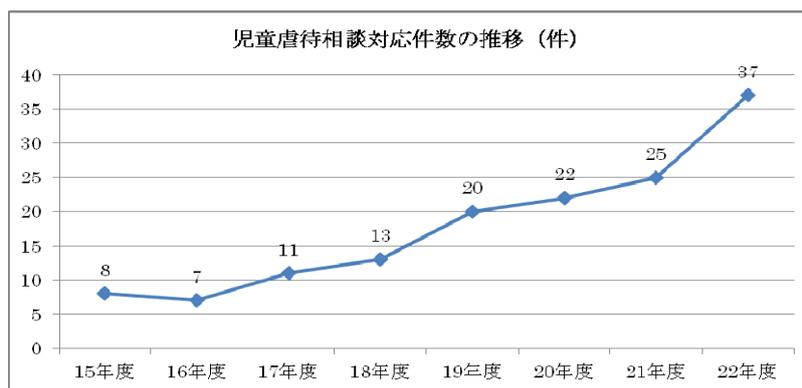
### (3) 認知症高齢者

平成23年1月1日現在の国立市における65歳以上の認知症高齢者は、1,179人となっています。その内、単身世帯は188人となっています。今後は、高齢化率の上昇に伴い、認知症高齢者の増加が予想されます。

### (4) 児童・高齢者への虐待

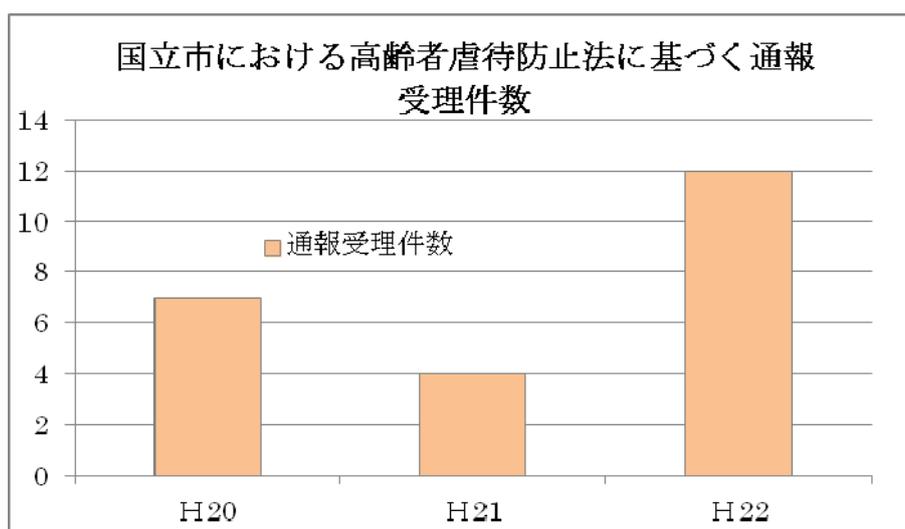
国立市子ども家庭支援センターによる児童に対する虐待相談対応件数は、平成16年度に7件でしたが、平成22年度には37件で、継続的に相談にに応じている件数も含まれますが、約5倍と急増しています。虐待の内容では育児放棄等によるネグレクトが最も多く、次に身体的虐待となっています。また、年齢別で比較すると乳幼児の虐待が増加しています。

※ ネグレクト → 85ページ 用語の解説④参照



資料：子ども家庭支援センター

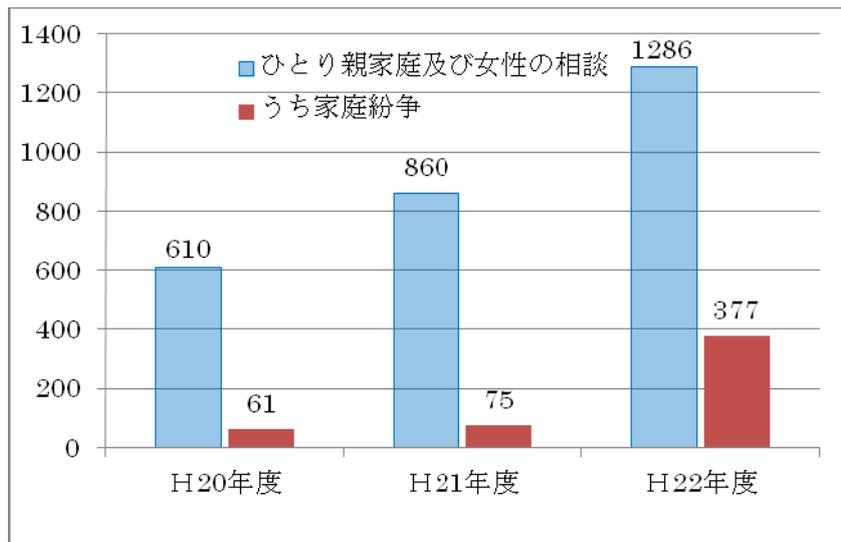
一方、高齢者支援課による虐待防止法に基づく通報受理件数は、平成20年は7件、平成21年は4件、平成22年は12件となっています。



資料：高齢者支援課

### (5) ひとり親家庭及び女性の相談件数

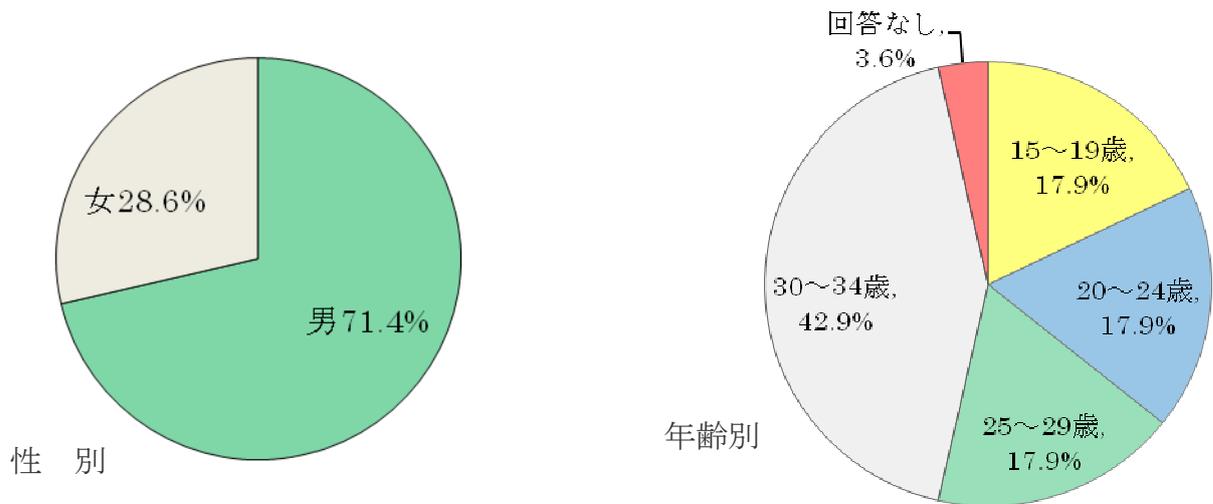
ひとり親家庭及び女性の相談件数は、平成20年度に610件でありましたが、平成22年度には1,286件と相談件数が急増しています。相談の内容は、住宅、医療・健康、家庭紛争、就労、家事援助、その他生活一般、児童、資金貸付、その他となっています。その内、DV等を含む「家庭紛争」は、平成20年度61件が、平成22年度には377件となっています。



資料：事務報告書

## (6) ひきこもり

東京都が平成20年2月に発表した「ひきこもりの実態等に関する調査（若年者自立支援調査研究）結果（速報値）」によると、都内におけるひきこもりの状態にある若年者の推計人数は、約2万5千人となっています。本調査は、15歳以上34歳以下の男女3,000人を無作為抽出し、調査員の戸別訪問によるアンケート調査として行っています。調査項目の「普段の過ごし方」で「自室からほとんど出ない」「自室からは出るが家からは出ない」「近所のコンビニなどには出かける」「趣味に関する用事のときだけ外出する」のいずれかを選択し、専業主婦、妊婦など「ひきこもり」と明らかに異なる回答を除いた場合を「ひきこもり」の状態と判断しています。この調査で、ひきこもりの状態と判断した人は10人でした。相談機関等を通じて実施した同様のアンケート調査で、ひきこもりの状態にあると判断された18人のデータを加えて「ひきこもり群」として分析した場合を「ひきこもり群」とすると、ひきこもり群は、「男性」（71%）が多く、年齢別では「30歳～34歳」（43%）が多くなっている。

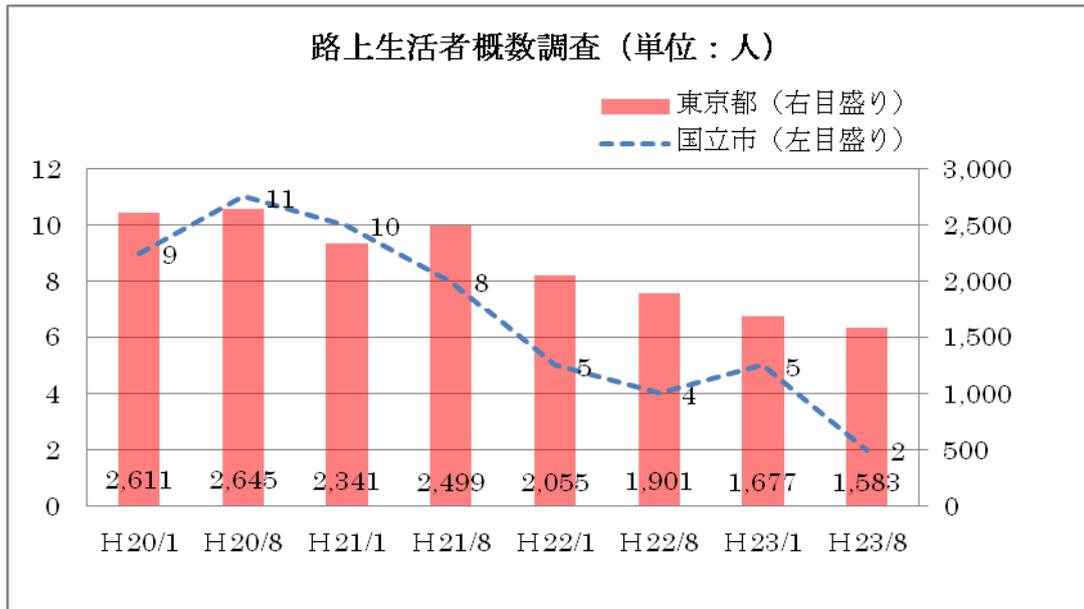


資料：ひきこもりの実態等に関する調査（若年者自立支援調査研究）結果（速報値）[東京都]

## (7) ホームレス

まいとし がつおよび がつ どうろ こうえん か せんじきおよ えきしゃとう ろじょうせいかつしゃ がいすうちょうさ おこな  
 毎年1月及び8月に道路、公園、河川敷及び駅舎等の路上生活者の概数調査を行  
 っています。この調査は、該当月の昼間の1日を選択し、目視による確認を行って  
 います。

へいせい ねん がつ ちょうさ くにたちし にん とうきょうと にん ろじょうせいかつしゃ  
 平成20年8月の調査では、国立市では11人、東京都では2,645人の路上生活者が  
 かくにん へいせい ねん がつ くにたちし ふたり とうきょうと にん きゅうげき げんしょう  
 確認されています。平成23年8月には、国立市で2人、東京都で1,583人と急激に減少  
 しています。減少の主な理由として、国や東京都のホームレス対策等の充実やN  
 P Oなどの民間機関の支援活動が上げられます。

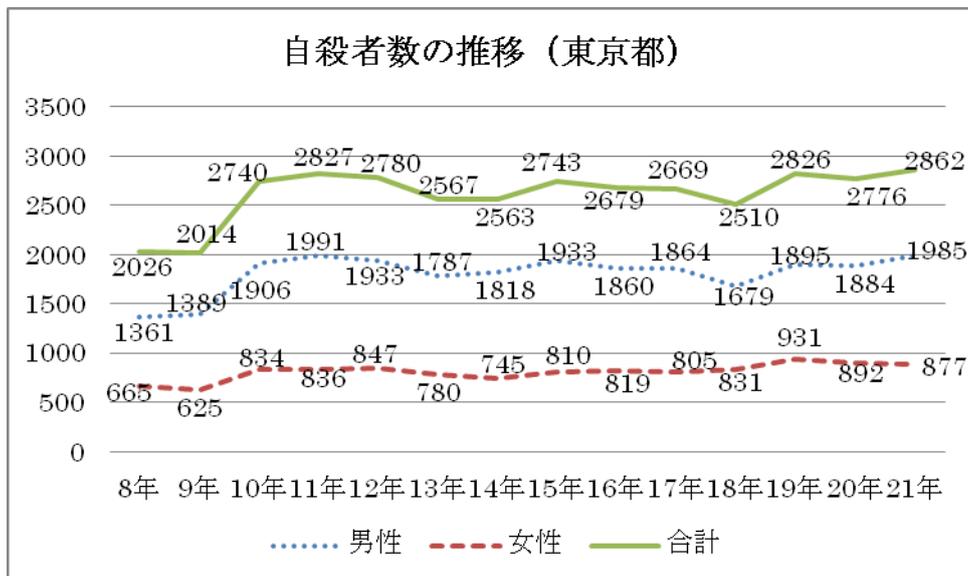


資料：路上生活者の概数調査

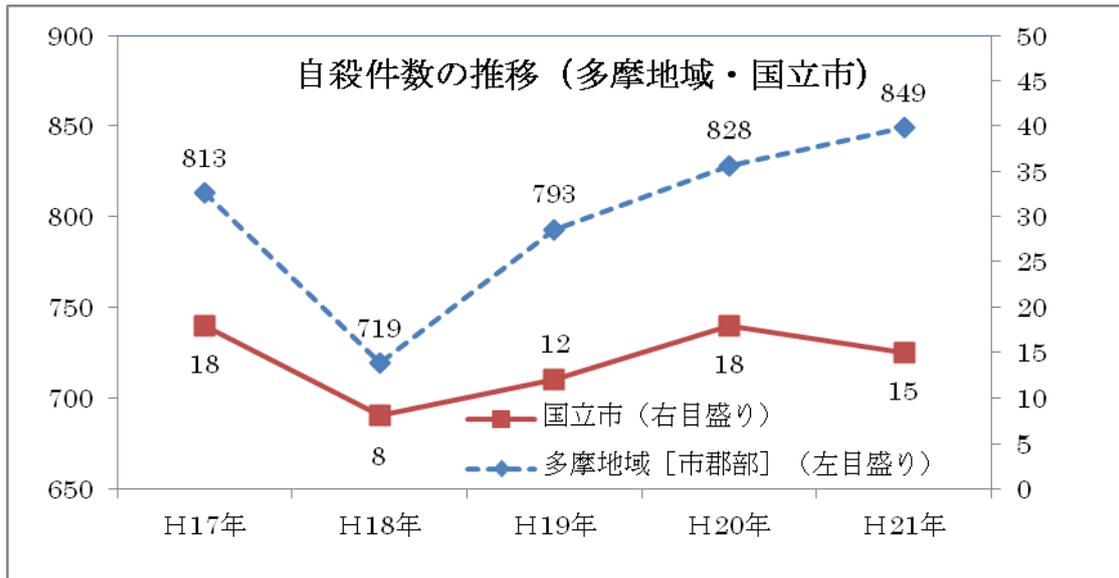
## (8) 自殺者数の推移

東京都の自殺者数の推計によると平成10年の自殺者の急増の背景には高齢化の進展、経済状況の悪化などの要因が考えられています。また、一般的に自殺者の少なくとも10倍の自殺未遂者がいると言われており、年間30万人程度の自殺未遂者がいるという推計もあります。

多摩地域においては、平成18年と平成21年を比較すると自殺者数は130人と増加しています。また、国立市では7名の増加となっています。



資料：東京都福祉保健局総務課資料



資料：東京都福祉保健局総務課資料

だい しょう  
第 3 章

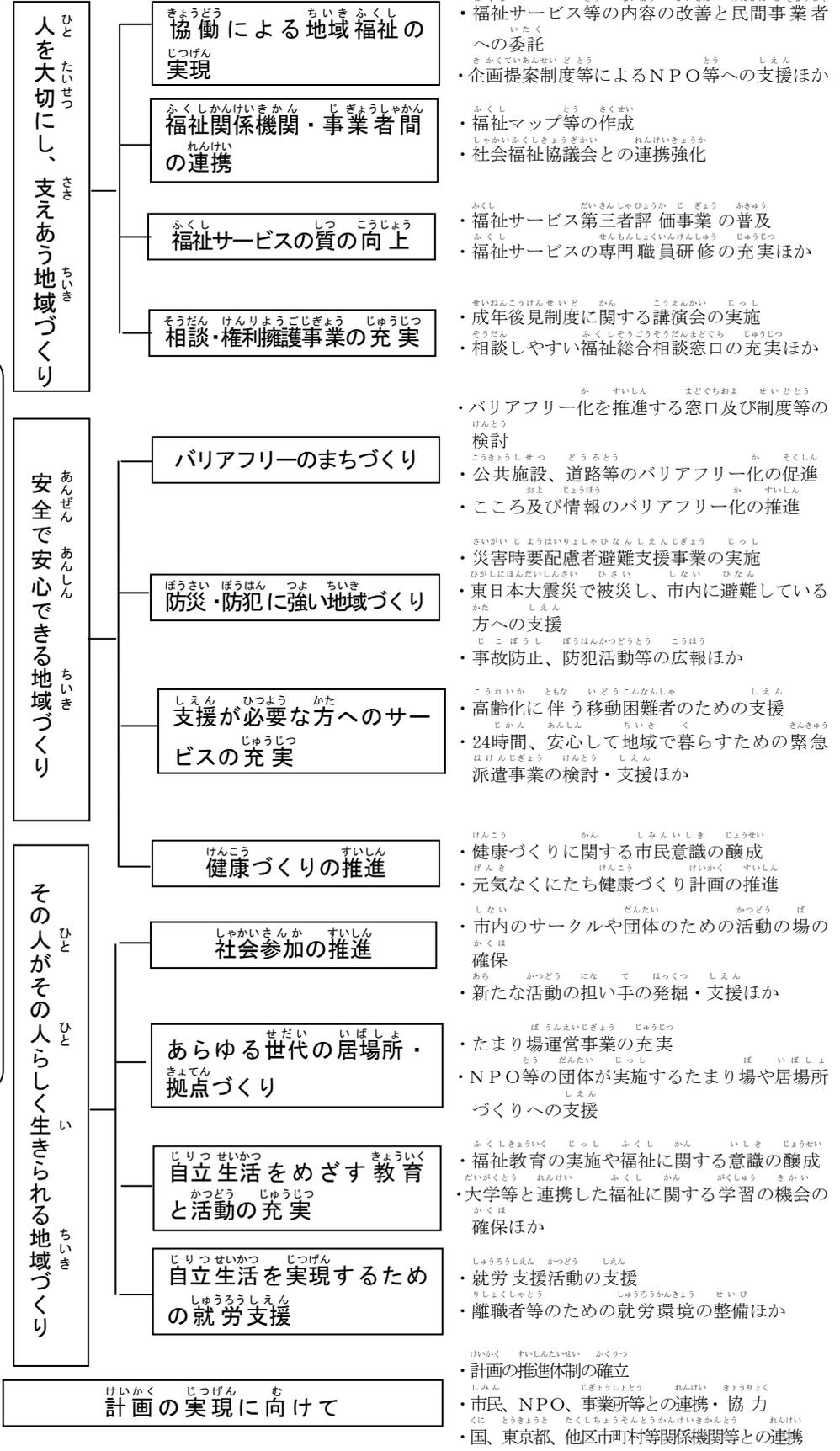
し さく      たいけい      ぐ たいてき      てんかい  
施策の体系と具体的な展開



# 1 し さ く た い け い 施策の体系

だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる

・ 少子高齢社会に対応したユニティづくり  
・ ソーシャルインクルージョンに基づく地域づくり



## 2 具体的な展開

### 第1節 人を大切にし、支えあう地域づくり

#### 【目標】

すべての市民が個人として、また、平等な存在として尊重され、だれもが人を大切に  
し、互いに支えあう地域づくりを推進します。

#### 【現状と課題】

少子高齢化や核家族化の進行を背景としたライフスタイルの変化や価値観の多様化によ  
り地域コミュニティは衰退し、住民相互のつながりが自治会・町内会の加入率世帯  
(36.1%) などに見られるように希薄化しており、地域を取巻く環境は大きく変化してい  
ます。子育て家庭の孤立、児童・高齢者への虐待、孤独死、配偶者による暴力、ひきこ  
もりなどの問題が顕在化するとともに深刻化しています。

こうした課題を解決するためには、行政が担ってきた役割を見直しすることに加え、市  
と地域とが連携し、地域コミュニティを再生し、地域住民の自主的な助け合いによる地域  
福祉を推進することが最も重要な手段となっています。また、地域を構成する自治会等の  
団体、学校、NPO、事業所等による地域での役割も重要となっています。

一方、市内には、生活や医療に関する様々な福祉サービスを提供する行政機関、民間事  
業者、団体等が数多く存在しており、様々なサービスの中から市民が求める必要なサービ  
ス及び情報を迅速、的確に提供できるよう福祉関係機関、事業所等と連携した取組が求め  
られています。また、福祉サービスの利用者がより質の高いサービスを選択して利用でき  
るよう、福祉サービスの質の向上や福祉サービスに従事する職員の資質の向上を図る  
必要があります。

今後の地域においては、NPOや事業所等との協働による地域福祉の実現、福祉関係  
機関・事業所間の連携、福祉サービスの質の向上、相談・権利擁護事業の充実等を図る  
ことにより、人を大切にし、共に支えあう地域コミュニティづくりを積極的に推進する

ひつよう  
必要があります。

① 平成22年3月に実施した国立市政世論調査及び市民意識調査報告書によると、「家庭生活に支障のない範囲でなら隣人の手助けは当然である」と思う人の割合は82.3%と大半を占めています。しかし、「火災や急病のときに、隣近所の協力をあてにできない」と思う人の割合は41%となっており、隣近所の協力に期待していない面も伺えます。また、近所付き合いの範囲では、「会えばあいさつや立ち話程度の付き合いをしている」と答えた割合は79.5%ですが、「訪問し合ったり、留守の時頼み合うなど親しい付き合いをしている」と答えた割合は11.6%と、一割程度に留まっています。

② 自治会・町内会の加入率は36.1%、何らかのコミュニティに入って活動している市民の割合は20.1%です。また、自治会・町内会数は72団体です。

③ 民生委員・児童委員数は53人（平成23年12月1日現在）です。

④ 市内のNPO法人数は43団体（平成23年12月1日現在）で、このうち「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」の分野の法人数は29団体です。

⑤ 市内の介護事業所数は56事業所（平成24年1月1日現在）で、このうち訪問介護事業所数が18事業所で、最も多いです。

訪問介護	訪問看護	通所介護 (デイサービス)	老健	特養	グループ ホーム	小規模 多機能	通所リハビリ (デイケア)	認知症対応型 デイサービス
18	5	14	2	2	5	1	5	4

資料：高齢者支援課

⑥ 認知症を正しく理解し、自分のできる範囲で手助けをするための「認知症サポーター養成講座」を受講したサポーター数は866人、認知症サポーターを養成する講師であるキャラバン・メイト数は15人です。（平成23年3月31日現在、資料：高齢者支援課）

※ 認知症サポーター → 85ページ 用語の解説⑤参照

⑦ 市が実施する事務事業数は801事業(平成23年7月16日現在)です。このうち「地域福祉活動の推進」25事業、「子育て子育てのしやすい環境づくりの推進」67事業、「高齢者の自立の支援」51事業、「しょうがいしゃの自立の支援」56事業、「地域コミュニティの振興」6事業、「防災対策の推進と危機管理体制の構築」20事業、「市民参加・協働の推進」7事業、「防犯対策の推進」5事業を、地域福祉の主な範囲と考えます。

⑧ 市民協働推進課が受けた市政への相談・苦情(2009年度)は741件です。そのうちメールによるものは346件、意見箱によるものは243件です。また、福祉総合相談窓口来庁件数(2009年度)は13,775件で、うち高齢者支援課の相談が最も多く、4,286件です。

## 【施策の方向】

(1) 「人を大切にし、支えあう地域づくり」で扱う施策を次のとおりとします。

- ① 協働による地域福祉の実現
- ② 福祉関係機関・事業所間の連携
- ③ 福祉サービスの質の向上
- ④ 相談・権利擁護事業の充実

# 第1 協働による地域福祉の実現

## 【目標】

深刻で複雑多様化した地域課題に対し、行政はもとより、地域を構成する市民、団体、NPO、事業所等と協働して解決を行います。また、市民、地域、行政の役割分担を明確にし、これまでの福祉サービスを見直し、民間活力による福祉サービスの確保や協働による新たな福祉サービスの発掘をめざします。

## 【現状と課題】

近年の社会情勢の変化やコミュニティの衰退などを背景として様々な課題が地域で顕在化し、深刻化してきています。こうした課題は、地域で複雑に絡み合い、行政による一元的な判断に基づく対応では、地域や市民のニーズが満たされなくなってきました。

このような状況を踏まえ、地域資源を最大限に発揮し、民間活力による福祉サービスを発掘し、NPO等の団体や民間事業者による福祉サービスの提供が積極的に行える環境を整え、地域で相互に支え合う仕組みづくりが必要となっています。

市においては、平成16年4月に「くにたちNPO活動支援室」を開設し、平成18年10月に「NPO等と国立市による協働推進の指針」を策定し、協働の考え方や協働のための環境・体制づくりなどを示しています。この指針と並行して、平成21年度には、NPO等と市との協働・連携事業数は52事業となりました(別添参考資料No.1「NPO等市民活動団体と国立市の協働/連携業務 平成21年度実施」参照)。

今後においても、NPO等の団体や民間事業者と連携し、暮らしやすいまちを共にめざし、相互の役割と責任のもとに、互いの特性を生かし、対等な立場で協力し合う必要があります。また、新たな市民ニーズに対応したサービスの提供も一層、求められています。

- ① 平成16年4月に開設した「くにたちNPO活動支援室」は、NPO、市民、企業及び行政をつなぐ中核的な中間支援組織として、くにたちNPO活動支援室運営協議会による運営管理のもと、自主的で営利を目的としない社会貢献活動を行う市民活動団体及び

個人を対象に、さまざまな支援活動を行っています。

名 称	くにたち NPO 活動支援室
住 所	〒186-0003 東京都国立市富士見台 1 丁目 7 番地 1-102
運 営	くにたち NPO 活動支援室運営協議会
開 設	2004 年 4 月 1 日
目 的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民活動に関する情報提供</li> <li>・ 学習、研修の機会の提供</li> <li>・ 人材の紹介、派遣</li> <li>・ 交流の機会の提供</li> <li>・ その他、市民活動支援として必要と思われる事業</li> </ul>
開 室	受付 13:00～17:00 (会議室の利用は開室日の 9:00～12:00 及び 18:00～21:00 )
休 室	水、日、祝日
TEL	042-573-1023
FAX	042-573-1023
E-mail	nposhien@sage.ocn.ne.jp
ウェブサイト	http://www.nposhien.net/

② ファミリー・サポート・センターの会員数(平成23年3月31日現在)は、利用会員数707人、支援会員数167人、両方会員12人の合計886人です。主な活動内容は、「保育所・幼稚園の送りのみ」619回、「子どもの習い事等の場合の援助」446回、「保育所・幼稚園の迎え及び預かり」365回などです。

※ ファミリー・サポート・センター → 85ページ 用語の解説⑥参照

## 【施策の方向】

(1) すでに市が実施している福祉サービス等の内容を見直し、市民、地域(NPO含む)及び民間事業者が実施することが望ましい事業については、国や東京都の補助金等を活用し、福祉サービス事業等を積極的に委託します。

(2) NPO等の団体による新たな福祉サービスの提供が積極的に行える環境を整備するため、企画提案制度等によるNPO等への支援体制を強化します。

(3) 特に、高齢化に伴う一人暮らし高齢者や高齢世帯の増加、一人暮らしのしょうがいしゃ、ひとり親家庭、ホームレス等の緊急時の対応等を市と地域、NPO及び民間事業者とで協力・連携し、地域で共に支え合う仕組みを構築します。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	期間	担当課
福祉サービス等の内容の見直しと民間事業者への委託	既存の福祉サービス事業を見直し、民間事業者が実施することのぞが望ましい事業については、積極的に委託する。	平成24年度から 検討・実施	福祉総務課 しょうがいしゃ支援課 高齢者支援課
NPO等の団体等への福祉サービス事業の委託	福祉サービス事業を見直し、NPO等の団体等に対して積極的に事業を委託する。	平成24年度から 検討・実施	福祉総務課 しょうがいしゃ支援課 高齢者支援課
福祉サービスを提供するNPO等の団体への支援	福祉サービスを提供するNPO等の団体に対して、国や都の補助金を活用し、企画提案制度等による支援を実施する。	平成24年度から 検討・実施	福祉総務課 しょうがいしゃ支援課 高齢者支援課

## 第2 福祉関係機関・事業所間の連携

### 【目標】

市内には、生活や医療に関する様々な福祉サービスを提供する行政機関、民間事業者、団体等が数多く存在しています。こうした市内の様々なサービスの中から市民が求める必要なサービスや情報を迅速かつ的確に提供できるよう福祉関係機関、事業所等と連携して体制を整備します。また、地域福祉の拠点としての社会福祉協議会との連携を強化します。

### 【現状と課題】

福祉サービス利用者のニーズは複雑、多様化してきている一方、提供する側のサービスも個別、多様化してきています。このため、必要な福祉サービスや情報が利用者に伝わりにくく、混乱するケースが生じたりしています。

また、福祉サービスを提供する公的な機関、民間事業者、団体等の間で、各々のサービス事業の相互把握や情報共有がなされていないことも、市の福祉総合相談窓口等の来客者から伺えます。

市では、「くにたち生活便利帳」、「介護保険便利帳」、社会福祉協議会が作成する「くにたちふくしガイド」、市報、ホームページ等を通じての福祉サービスの提供、公共施設におけるパンフレット・チラシ等の配布を行っていますが、今後は、福祉サービス関係の配布物について、内容をわかりやすく、サービスを利用しやすいように工夫するとともに、高齢者、しょうがいしゃ、子ども、家庭等様々なケースに応じ、サービス提供者やサービス内容の情報を適切に伝え、必要なサービスや情報を簡単に探すことができるように、行政をはじめ社会福祉協議会、専門機関、民生委員・児童委員、自治会、NPO等の団体間で連携し、福祉情報のネットワーク化を図る必要があります。特に、地域福祉の拠点としての社会福祉協議会との連携を一層強化していく必要があります。

① だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすための福祉サービスは多種多様です。それらのサービスを知る媒体として、市の福祉総合相談窓口、市内の各地域包括支援センター、子ども家庭支援センター、社会福祉協議会のほか、市報、生活便利帳、ホームページなどがあります。また、地域の民生委員・児童委員に相談することができます。

② 市内には日常生活を支える様々な福祉的サービス提供施設があります。

おも ふくしてき ていきょうしせつ  
【主な福祉的サービス提供施設】

福祉サービス提供施設	施設数	福祉サービス提供施設	施設数
市役所	1	子ども家庭支援センター	1
市民プラザ	2	教育センター	1
認証保育所	3	地域包括支援センター	1
認可保育所	11	保健センター	1
学童保育所	7	くにたち福祉会館	1
児童館	3	交番・消防署（出張所）	7

※ その他、市内には病院・医院、しょうがいしゃ施設、介護保険事業者等の施設や民生委員・児童委員などの相談機関がある。

③ 国立市社会福祉協議会は、地域の中でサービスの担い手の育成や研修、様々なサービスの供給など、地域福祉の拠点として地域支援活動を行っています。また、身近な福祉情報の収集や提供を社協広報誌、ホームページ、ガイド等を通じて行っています。

し さ く ほ う こ う  
【施策の方向】

(1) 福祉サービスを提供する公的な機関、民間事業者、団体等間の連携を強化し、市民が求める必要なサービスや情報を迅速かつ的確に提供できるよう、その仕組みやネットワーク化を推進します。

(2) 福祉サービスを提供する機関が相互に情報共有するための方法を検討し、整備します。

(3) 市と地域福祉を推進する中心となる団体である社会福祉協議会との役割分担を明確にし、両者間の連携を強化します。

ぐ たいてき とりくみ  
【具体的な取組】

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	きかん 期間	たんとうか 担当課
ふくし とう 福祉マップ等の さくせい 作成	ふくし ていきよう こうてき 福祉サービスを提供する公的 な機関、民間事業者、団体等間 の情報を集約し、福祉マップ 等を作成し、市民に配布する。	へいせい ねんど 平成23年度から けんとう じっし 検討・実施	こうれいしゃしえんか 高齢者支援課
ふくし 福祉サービス かんけいしりょう かいぜん 関係資料の改善	しみん しみん 市民にわかりやすく、市民が かくしゅ 各種サービスにアクセスしや すいよう、内容を工夫する。	へいせい ねんど 平成24年度から けんとう じっし 検討・実施	かくたんとうか 各担当課
しゃかいふくしきぎょうぎかい 社会福祉協議会 れんけい きょうか との連携の強化	し しゃかいふくしきぎょうぎかい れんけい 市と社会福祉協議会との連携 をより強化するため、福祉サー ビスを担当する市職員と社会 福祉協議会の職員の情報 交換の場の設置のほか、互いの 事業を把握し、福祉サービスに 関する知識や能力を習得す るための人事交流も視野に入 れ検討する。	へいせい ねんど 平成24年度から けんとう じっし 検討・実施	ふくしそらむか 福祉総務課 しょうがいしゃしえんか しょうがいしゃ支援課 こうれいしゃしえんか 高齢者支援課
ふくしかんけいきかん 福祉関係機関・ じぎょうしょかん れんけい 事業所間の連携	ふくし ていきよう こうてき 福祉サービスを提供する公的 な機関や民間事業者、団体 等間と連携を強化し、市民が求 める必要なサービスや情報を 迅速かつ的確に提供できるよ う、その仕組みやネットワー ク化を推進する。	へいせい ねんど 平成24年度から けんとう じっし 検討・実施	ふくしそらむか 福祉総務課 しょうがいしゃしえんか しょうがいしゃ支援課 こうれいしゃしえんか 高齢者支援課 こそだ しえんか 子育て支援課

### 第3 福祉サービスの質の向上

#### 【目標】

福祉サービスの利用者がより質の高いサービスを選択して利用できるよう、福祉サービスの質の向上を図ります。また、福祉サービスに従事する職員の資質の向上を目指します。

#### 【現状と課題】

いざ福祉サービスが必要となったときに、どの事業所又は施設が自分にとって利用しやすいのか、何を確認し、どうやって調べればよいのか、どの情報をあてにすればよいのかなど、自ら選択するのはとても難しいものです。

東京都における福祉サービス第三者評価制度では、「自分の利用したい事業所の特徴はどのようなことか」、「サービスの質はどのような状態にあるのか」など、利用者がサービスを選択する際の目安となったり、市民が事業所の内容を把握することが可能となるように、各事業所の評価結果を公表しています。

公表されるのは、評価の講評、利用者調査及び事業評価の結果で、事業所のコメントもあわせて公表されています。

国立市においても第三者評価制度を活用し、事業所の評価結果を公表している14事業所に、評価に要した経費及び改善にかかる費用を助成しています。しかし、市内には数多くの福祉サービス事業者があることから、第三者評価制度の普及をさらに促進する必要があります。

また、複雑かつ多様化している福祉サービスを必要とする方に適切なサービスを提供するため、各所管に配置されている専門職員や一般職員の資質の向上を図るとともに、職員間の情報の共有化、連携した協力体制が必要となっています。

平成23年3月に実施した「第3回国立市市民意識調査報告書」によると、市の組織運営や職員の仕事ぶりに信頼感をもつ市民の割合（「よくやっている」及び「ある程度やっている」の合計）は44.8%で、前年調査46.2%より低下しています。また、「不満である」と思

市民の割合は15.5%で、前年調査4.8%と比較して高くなっており、市民からの市職員に対する信頼感の回復が求められています。

(1) 国立市が平成22年度に助成した福祉サービス第三者評価制度による事業所は、小規模多機能型居宅介護1か所、認知症高齢者グループホーム3か所、認証保育所3か所の計7事業所となっています。また、東京都が直接助成した事業所は、特別養護老人センター1か所、知的しょうがいしゃ入所更生施設1か所、知的しょうがい児施設1か所、認可保育所2か所、児童養護施設1か所の計6事業所となっています。この制度による福祉サービス第三者評価対象サービスは次の表のとおりとなっています。また、福祉サービス第三者評価は、ホームページ「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表されています。

福祉サービス第三者評価対象サービス

区分	サービス種別
高齢	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、通所介護【デイサービス】、短期入所生活介護【ショートステイ】、指定介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】、介護老人保健施設、軽費老人ホーム（A型）、軽費老人ホーム（B型）、軽費老人ホーム（ケアハウス）、小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）、認知症対応型共同生活介護【認知症高齢者グループホーム（介護予防含む）】
しょうがい	居宅介護、短期入所、児童デイサービス、身体障害者通所授産施設・知的障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設・知的障害者小規模通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、知的障害者通所更生施設、知的障害者入所更生施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設
子ども家庭	認可保育所、認証保育所A型・B型、母子生活支援施設
生活	更生施設、宿所提供施設

(2) 国立市では、職員に対して、全体の奉仕者としてふさわしい人格及び教養を培わせ、職務遂行能力の習得を行うことにより、市行政の民主的かつ能率的な運営に資することを目標として国立市職員研修規程を設けています。また、すべての職員に対して、研修計画により研修を受ける機会を与えるように努めなければならないとしています。

(3) 職員研修については、東京都市町村職員研修所に派遣し、研修を毎年実施しています。また、職場ごとの実務研修等も行っています。

《東京都市町村職員研修所派遣による研修》平成21年度受講者

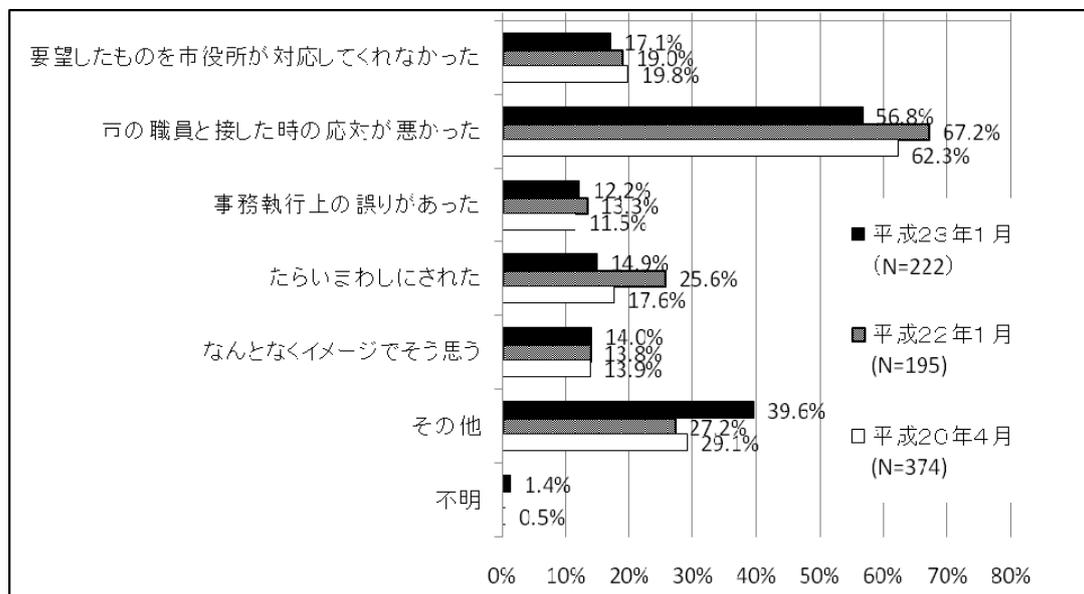
- ① 職層別研修（新任Ⅰ・Ⅱ期、現任前・中・後期、係長新・現任、課長新・現任、部長、転職者Ⅰ・Ⅱ期）… 140人
- ② 実務・専門職研修 … 25人
- ③ 情報処理研修 … 17人
- ④ 政策・法務研修 … 18人
- ⑤ 能力開発研修 … 9人
- ⑥ 特別研修（人権啓発・情報倫理・メンタルヘルスなど）… 42人
- ⑦ 講師養成研修 … 4人
- ⑧ 講演会・シンポジウム … 18人

《職場ごとの実務研修等》平成21年度受講者

精神保健福祉基礎研修、保健師研修、母子保健研修等延べ145研修238人

（受講者数は、「国立市の職員研修」から）

(4) 平成23年3月に実施した「国立市市民意識調査」において、市の組織運営や職員の仕事ぶりに「不満である」と感じた理由は、次のとおりとなっています。



し さ く ほ う こ う  
【施策の方向】

- (1) 福祉サービス第三者評価制度の内容や利用時の活用について、広く市民にPRするとともに、市民から信頼される事業所として評価制度を活用していただくための市内事業所への情報提供を行います。
- (2) 福祉サービスを必要とする方に適切なサービスを提供するため、各所管に配置されている専門職員や一般職員の資質の向上を図るとともに、職員間の情報の共有化、連携した協力体制を構築します。

ぐ た い て き と り く み  
【具体的な取組】

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	き かん 期間	たんどうか 担当課
ふくし 福祉サービス だいさんしゃひょうか せい ど 第三者評価制度 の普及	ふくし だいさんしゃひょうか せい ど 福祉サービス 第三者評価制度の ないよう りよう じ かつよう ひろ 内容や利用時の活用について、広 く市民にPRするため、リーフレ ットやチラシ等を作成し、公共 施設等で配布する。また、評価制度 を活用していただくための市内 事業所への情報提供を行う。	へいせい ねんど 平成24年度から 作成・配布	ふくし そうむか 福祉総務課
しみん きも 市民が気持ちよく 相談できる職員と なるための面接・ 接遇研修の充実	しみん しんせつ ていねい たいおう 市民に親切、丁寧に対応するため の面接・接遇研修を充実する。	へいせい ねんど 平成24年度から 検討・実施	しよくいんか 職員課
しよくいん そうだんまどぐちとう 職員の相談窓口等 の現場実習	しよくいん たい そうだんまどぐちとう げんば 職員に対して、相談窓口等の現場 を経験させ、市民に対する適切な 面接・接遇を学習する機会を 充実する。	へいせい ねんど 平成24年度から 検討・実施	しよくいんか 職員課

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	きかん 期間	たんとうか 担当課
ふくし 福祉サービスの せんもんしょくいんけんしゅう 専門職員研修の じゅうじつ 充実	とうきょうと かんけいきかん れんけい せんもん 東京都や関係機関と連携し、専門 しょくいんけんしゅう じゅうじつ せんもんしょくいん 職員研修を充実し、専門職員 いっぱんしょくいん ししつ こうじょう はか や一般職員の資質の向上を図 る。	へいせい ねんど 平成24年度から けんとう じっし 検討・実施	しょくいんか 職員課 かくたんとうか 各担当課
「ソーシャルイン クルージョンに基 づく地域づくり」を じつげん 実現するための しょくいんけんしゅう じっし 職員研修の実施	けいかく きほんりねん 計画の基本理念である「ソーシャ ルインクルージョンに基づく地域 づくり」をじつげん 実現するため、ししょくいん をたいしょう けんしゅう じっし を対象にした研修を実施する。	へいせい ねんど 平成23年度から じっし 実施	しょくいんか 職員課 ふくしそらむか 福祉総務課

## 第4 相談・権利擁護事業の充実

### 【目標】

相談内容に応じて専門職の窓口案内をスムーズに行う体制づくりを目指します。また、相談者に的確に受け答えできる福祉関係職員の質の向上を図ります。

地域福祉権利擁護事業については、認知症、知的しょうがい、精神しょうがいなどによって判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、助言や情報提供を行い、安心して自立した生活が送れるよう国立市社会福祉協議会との連携を強化します。

### 【現状と課題】

福祉総合相談窓口では、職員が常駐し、高齢者、しょうがいしゃ等の福祉全般に関する相談を行うとともに、手当等の申請受付や専門部署への取次を行っています。高齢者の相談については、地域包括支援センターが担っています。地域包括支援センターは、市役所、市社会福祉協議会、高齢者北在宅サービスセンター、くにたち苑の計4か所に地域窓口を設置し、相談業務を行っています。また、子どもや家庭の相談は、子ども家庭支援センターが主に行っています。

また、市社会福祉協議会が運営する権利擁護センターは、市民の権利擁護や成年後見制度に関する相談を電話や窓口で行っています。権利擁護センターでは、成年後見制度を利用するための申立てや手続きに関する相談、支援のほか、自立して日常生活が送れるよう、認知症高齢者、知的・精神しょうがいの方などの判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用援助・日常的な財産管理・書類の預かり・日常生活に必要な事務手続きなどの支援を行っています。成年後見、相続、遺言などに関する専門的な法律相談は、予約制により無料で専門家がを行っています。また、定期的に介護業者や一般の市民向けの講座も開催しています。

今後は、高齢化の進展に伴い、成年後見制度の利用が増加することが予想され、より一層、迅速な事務処理が求められています。また、成年後見制度が市民に身近になればなる

そしきたいせい じゅうじつ こうけんにんにんてい きかん たんしゅく かいぜん ひつよう  
 ほど、組織体制の充実や後見人認定までの期間の短縮などの改善も必要となっています。

① ふくしそごうそくだんまどぐち へいじつ ごぜん じ ぶん ごご じ おこな へいせい ねんど  
 福祉総合相談窓口は、平日、午前8時30分から午後5時まで行っています。平成22年度  
 ふくしそごうそくだんまどぐちらいちょう りようけんすう つぎ  
 の「福祉総合相談窓口来庁・利用件数」は次のとおりとなっています。

ふくしそごうそくだんまどぐちらいちょう りようけんすう けん へいせい ねんど じむほうこくしょ  
 福祉総合相談窓口来庁・利用件数14,606件 (平成22年度 事務報告書)

担当課	福祉総務課		高齢者支援課			支 援 課 し ょう が い し ゃ	保 険 年 金 課	そ の 他
	庶務計画係	相談保護係	高齢者支援係	介護保険係	地域包括支援センター			
合計	1,735	1,875	2,133	1,623	924	3,423	658	2,235

② はんだんのうりよく じゅうぶん けんりしんがいう しみん すな ちいき あんしん  
 判断能力が十分でないために権利侵害を受けやすい市民が、住み慣れた地域で安心  
 して暮らせるようにするため、権利擁護事業のサービスがあります。このサービスを受け  
 けるための窓口として、しゃかいふくしきょうぎかい し ふくしそごうそくだんまどぐちとう ちいき  
 のための窓口として、社会福祉協議会、市の福祉総合相談窓口等があります。また、地域  
 の民生委員・児童委員にも相談できるようになっています。

③ ししゃかいふくしきょうぎかい ちいきふくし きょてん ふくし ていきょう ふくし  
 市社会福祉協議会は、地域福祉の拠点として、福祉サービスの提供、福祉サービスの  
 担い手の育成及び研修などの地域支援活動を行っています。

## しさく ほうこう 【施策の方向】

(1) ひび せいかつ はんだんのうりよく じゅうぶん けんりしんがいう りようしゃ  
 日々の生活において、判断能力が十分でないために権利侵害を受けやすい利用者  
 を、ちいき かんけいきかん れんけい みまも しえん しく こうちく  
 を、地域の関係機関と連携して見守る・支援するの仕組みを構築します。

(2) ししゃかいふくしきょうぎかい れんけい けんりようご きのう やくわり しみん こうほう  
 市社会福祉協議会と連携し、権利擁護センターの機能や役割について、市民に広報し、  
 あんしん そうだん たいせい せいび  
 安心して相談できる体制を整備します。

ぐ たいてき とりくみ  
【具体的な取組】

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	きかん 期間	たんとうか 担当課
せいねんこうけんせいどりよう 成年後見制度利用 かん しちょうもうした に関する市長申立 けんとうかいぎ かいさい て検討会議の開催	かんけいきかん せいねんこうけんせいど 関係機関による成年後見制度 じょうほうこうかん しちょうもうした あんけん の情報交換、市長申立て案件 けんとうとう おこな ていれいかい つき の検討等を行う定例会を月1 かいかいさい 回開催する。	へいせい ねんど 平成21年度から じっし 実施	ふくしそむか 福祉総務課
せいねんこうけん かん 成年後見に関する こうえんかい じっし 講演会の実施	しみん せいねんこうけんせいどとう 市民の成年後見制度等に関す りかい りよう る理解を深め、正しく利用して いただくため、弁護士や行政 しょしとう せんもん こうし まね 書士等の専門の講師を招いた こうえんかい しゃかいふくしきょうぎかい 講演会を社会福祉協議会と れんけい ねん かいじっし 連携し、年に2～3回実施する。	へいせい ねんど 平成21年度から じっし 実施	ふくしそむか 福祉総務課
ちいきほうかつしえん 地域包括支援セン きょうか ターの強化	しちよくえい ちいきほうかつしえん 市直営の地域包括支援センタ しよくいん ぞういん そうだんぎょうむ 一の職員を増員し、相談業務 とう きのう きょうか 等の機能を強化する。	へいせい ねんど 平成23年度から じっし 実施	こうれいしゃしえんか 高齢者支援課
だい しえん ひつよう かた じゅうじつ ぐたいてき とりくみ さいけい 『第7 支援が必要な方へのサービスの充実』の【具体的な取組】に再掲			
そうだん ふくし 相談しやすい福祉 そうごう そうだん まどぐち 総合相談窓口の じゅうじつ 充実	ちょうない かんけいぶしょ ふくし 庁内に関係部署からなる福祉 そうごう そうだん まどぐち みなお けんとうかい 総合相談窓口見直しの検討会 せっち しみん そうだん を設置し、市民が相談しやすい まどぐち せっち 窓口を設置する。	へいせい ねんど 平成24年度から けんとう じっし 検討・実施	ふくしそむか 福祉総務課 しょうがいしゃしえんか しょうがいしゃ支援課 こうれいしゃしえんか 高齢者支援課 じどうか 児童課
だい しえん ひつよう かた じゅうじつ ぐたいてき とりくみ さいけい 『第7 支援が必要な方へのサービスの充実』の【具体的な取組】に再掲			
こそだ しえんか 子育て支援課			

だい せつ あんぜん あんしん ち いき  
**第2節 安全で安心できる地域づくり**

もくひょう  
**【目標】**

だれ ち いき あんぜん あんしん く こうつうじ こ はんざいと う み まも けんこう げんき く  
 誰もが地域で安全に安心して暮らし、交通事故や犯罪等から身を守り、健康で元気に暮ら  
 ち いき すす がいしゅつ い どう こんなん こうれいしゃ と う  
 せる地域づくりを進めます。ひとりでは外出や移動が困難な高齢者、しょうがいしゃ等  
 ようはいりょしゃ しせつとう か こうつうしゅだん か く ほ きんきゅうじ さいがいじ しえんとう  
 要配慮者のための施設等のバリアフリー化、交通手段の確保、緊急時や災害時の支援等、  
 ち いき せい かつ おく う え ひ つ よ う じゅうじつ  
 地域生活を送る上で必要なサービスを充実させます。

げんじょう か だい  
**【現状と課題】**

きゅうそく しょうしこうれいか すす なか ぐ こうれいしゃ おやかてい ぞうか  
 急速に少子高齢化が進む中で、ひとり暮らしの高齢者やひとり親家庭の増加をはじめ、  
 へいせい ねん がつ あめりか お いらい せかいてき きんゆうき き はいけい きぎょう  
 平成20年9月に米国で起きたリーマンショック以来の世界的な金融危機を背景とした、企業  
 こよう さいよう しゅくしょう しゅうしょくなん はけんさき けいやくかいじょ かいこ しっしょくとうしゅうろう  
 の雇用・採用の縮小による就職難、派遣先からの契約解除・解雇による失職等就労  
 かんきょう あつか く にたちし じゅうきょ うしな ふあんてい せい かつ し  
 環境の悪化がみられます。国立市においても、住居を失うなど不安定な生活を強いられ  
 し みん ぞうか へいせい ねん がつ せたい せい かつ ほ ご じゅきゅうしゃせたいすう ねんご  
 ている市民が増加し、平成20年3月には481世帯だった生活保護受給者世帯数が、2年後の  
 へいせい ねん がつ せたい きゅうぞう ほか ていしよとくしゃ にんちしょうこうれいしゃ  
 平成22年3月には592世帯と急増しています。その他にも低所得者、認知症高齢者、ホー  
 どうせい かつ あんてい じりつ しえん ひつよう ひと  
 ムレス、ひきこもり等生活の安定と自立への支援を必要とする人たちがいます。

きんきゅうじ さいがいじ しえん ひつよう かがた がいしゅつ い どう こんなん こうれいしゃ  
 また、緊急時・災害時に支援が必要な方々、ひとりでは外出や移動が困難な高齢者、  
 とう ようはいりょしゃ ち い き せい かつ  
 しょうがいしゃ等の要配慮者が地域で生活しています。

ち い き あんしん けんこう く ぼうさい ぼうはん  
 このため、地域で安心して健康に暮らせるよう、バリアフリーのまちづくりや防災・防犯  
 つよ ち い き しえん ひつよう かと じゅうじつ にちじょうせい かつ しえん ち い き みまも  
 に強い地域づくり、支援が必要な方へのサービスの充実や日常生活の支援、地域での見守  
 かつどう じゅうじつ もと  
 り活動などの充実が求められています。

し ない さいいじょう ぐ こうれいしゃ せたい かくねん がつ にちげんざい  
 ① 市内の70歳以上のひとり暮らし高齢者世帯（各年1月1日現在）

年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
世 帯 数	2,484	2,609	2,726	2,887	3,010
対 前 年 増 減	—	125	117	161	123

※ 外国人登録含み電算により抽出

資料：高齢者支援課

② 母子世帯・父子世帯の推移（全国・東京都 平成2～17年）

年		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
母子世帯数	全国	5,520	5,296	6,259	7,490
	東京都	533	506	598	657
父子世帯数	全国	1,017	881	874	923
	東京都	97	80	81	84

資料：総務省「国勢調査」

(注1) 「国勢調査」によるひとり親家庭の把握数には、いわゆる「三世同居」等のひとり親家庭は含まれないため、都は、5年ごとに実施する東京都福祉保健基礎調査（平成14年度までは「社会福祉基礎調査」）による、三世同居も含むひとり親世帯の出現率を毎年の人口に乗ずることにより、全体のひとり親家庭の数を試算しています。

(注2) 平成22年においては、都内の三世同居も含むひとり親世帯は、母子家庭149,400世帯（全世帯の2.38%）、父子家庭18,200世帯（0.29%）と推計されます。

③ 市の生活保護世帯数の推移（各年3月末日）

年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
生活保護世帯数	461	481	543	592
対前年増減	—	20	62	49

資料：福祉総務課

【施策の方向】

(1) 「安全で安心できる地域づくり」で扱う施策を次のとおりとします。

- ① バリアフリーのまちづくり
- ② 防災・防犯に強い地域づくり
- ③ 支援が必要な方へのサービスの充実
- ④ 健康づくりの推進

## だい 第5 バリアフリーのまちづくり

### もくひょう 【目標】

だれもがあたりまえに暮らせるまちを実現するため、ユニバーサルデザインの考え方に  
基づき、道路や施設、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。また、こころや情報  
のバリアフリー化を進め、人に優しい環境づくりを進めます。

### げんじょう か だい 【現状と課題】

少子高齢社会の急激な進行、高齢者やしょうがいしゃを含めたすべての人々の社会参加  
意欲の高まりの中で、ユニバーサルデザインの考え方が重要視されるようになり、平成18  
年に、国は「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を一体化し、「高齢者、障害者等の  
移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）」を施行しまし  
た。また、東京都は平成21年に、ユニバーサルデザインを基本理念として、高齢者やしょ  
うがいしゃを含めたすべての人々が、安全で、安心して、快適に暮らす又は訪れることが  
できるまちづくりを推進するために、「東京都福祉のまちづくり条例」を改正しました。  
改正後の条例では、施設整備をより一歩進めるため、規則で定める一定規模以上の施設に  
ついて、整備基準への適合が努力義務から遵守義務となりました。

市は、この「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、市内の道路、施設等の新設又は  
改修時に併せて、バリアフリー化を推進しています。

平成23年3月には念願であった、JR南武線矢川駅のエレベーター、エスカレーター、  
多目的トイレ等の新設が実現されました。また、現在、JR中央線連続立体交差化事業に伴  
い、JR国立駅においても、エレベーター、エスカレーター等が整備されるなど、バリア  
フリー化が進められており、今後は、国立駅周辺まちづくりに伴うバリアフリー化やJ  
R谷保駅のバリアフリー化が大きな課題となっています。

多数の市民が利用する市の公共施設等については、52施設で車いす対応トイレを設置  
し、そのうち9施設についてはエレベーターを設置しています。

また、歩道や道路の段差解消や点字ブロックの整備等については、新設又は改良時に併

せて、バリアフリー化を実施してきています。

民間の事業所等が、新築・増築などで、段差解消、車いす対応トイレの設置等の実施を行った件数は、平成21年度及び平成22年度ともに8件となっており、平成8年度から平成22年度までの累計で、97の事業所がバリアフリー化を実施しています。

今後においても、こうした取組を関係部署及び関係機関と連携する中で継続して促進するとともに、高齢者やしょうがいしゃを含めたすべての人々が、自らの意思で、どこにでも自由に行き来できる環境を整える、バリアフリーのまちづくりを推進する必要があります。

また、バリアフリーのまちづくりを進めるためには、建物等の整備を進めるだけでなく、市民一人ひとりの理解と協力による「こころのバリアフリー」を推進する必要があります。学校でしょうがいしゃとともに学習することなどにより、子どもの頃からしょうがいしゃと自然に接する環境で過ごす経験、車いす体験、手話や介助方法等を覚える体験等をすることができます。また、職場や地域での車いす体験や手話講習、介助方法等の研修が活発に行われる必要があります。

さらには、市が発行する広報紙、文書等、多くの人々に情報が的確に伝わるよう、文字の大きさ、配色等に配慮したり、点字や音声による情報提供を行い、わかりやすいサイン(案内板など)についても積極的に設置し、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

※ ユニバーサルデザイン → 86ページ 用語の解説⑦参照

※ ハートビル法 → 86ページ 用語の解説⑧参照

※ 交通バリアフリー法 → 86ページ 用語の解説⑨参照

※ こころのバリアフリー → 86ページ 用語の解説⑩参照

① 市の施設等のバリアフリー化の状況は、車いす対応トイレ設置施設数が、市役所、福祉会館、図書館、学校等52か所、エレベーター設置施設9か所のほか、車いす対応市民トイレ6か所となっています。(別添参考資料No.2「国立市のバリアフリー化の状況(建物)」参照)

② 平成20年4月の「だれもが安心して暮らせるまちづくりの推進ワーキンググループ」

提言書による「現状と課題」の改善状況は、別添参考資料No.3「だれもが安心して暮らせるまちづくりの推進ワーキンググループ提言書の現状と課題に対する改善状況」のとおりとなっています。

- ③ バリアフリー化を総合的に推進する窓口を設置していませんが、関係する部署で連携し、バリアフリー化の機会を捉え推進しています。

## 【施策の方向】

- (1) 高齢者やしょうがいしゃを含めたすべての人々が、安全で、安心して、快適に暮らす又は訪れることができるバリアフリーのまちづくりを推進します。
- (2) こころのバリアフリー化及び情報のバリアフリー化を積極的に推進します。

## 【具体的な取組】

事業名	事業内容	期間	担当課
バリアフリー化を総合的に推進する窓口及び制度等の検討	建築指導主事等の配置がない中で、バリアフリー化を総合的に推進する窓口の設置及び制度等について、今後検討する。	平成 24 年度 から 検討	都市計画課 各担当課
J R 南武線谷保駅バリアフリー化の推進	J R 東日本八王子支社と連携し、早急に J R 南武線谷保駅バリアフリー化を実施し、エレベーター、多機能トイレ等を設置する。	平成18年から J R と協議継続中	福祉総務課 総務課

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	きかん 期間	たんとうか 担当課
こうきょうしせつ どうろとう 公共施設、道路等の バリアフリー化の そくしん 促進	こうきょうしせつ どうろとう 公共施設、道路等のバリアフ リー化については、新設又は かいりよう じ あわ けいぞく 改良時に併せて、継続して じっし 実施する。	けいぞくじっし 継続実施	としけいかくか 都市計画課 けんせつか 建設課 きょういくしよむか 教育庶務課 かくたんとうか 各担当課
こころの バリアフリー化の すいしん 推進	しかく ちょうかく 視覚や聴覚しょうがいしゃ、 くるま りようしゃ こうれいしゃ 車いす利用者、高齢者などが あんしん あんぜん がいしゆつ しみんせいかつ 安心・安全に外出や市民生活 おく が送れるよう、マナーの強化や しみん 市民一人ひとりの理解と きょうりよく 協力による「こころのバリア フリー化」を推進するための いしき じょうせい つと 意識の醸成に努める。	けいぞくじっし 継続実施	かくたんとうか 各担当課
じょうほう 情報の バリアフリー化の すいしん 推進	し ほっこう こうほうし ぶんしょとう 市が発行する広報紙、文書等、 おお ひと じょうほう てきかく つた 多くの人に情報が的確に伝わ るよう、文字の大きさ、配色等 はいりよ てんじ おんせい に配慮し、点字や音声による じょうほうていきょう おこな 情報提供を行い、わかりや すいサイン（案内板など）につ いても積極的に設置し、情報 のバリアフリー化を推進する。	けいぞくじっし 継続実施	かくたんとうか 各担当課

## 第6 防災・防犯に強い地域づくり

### 【目標】

市は、災害対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を保護し、その安全を確保するとともに、被災後の市民生活の再建と復興を図るため、最大限の努力をします。特に、災害時要配慮者のための施策を推進し、安全の確保に努めます。また、防犯対策については、防犯協会や警察署と連携して、振り込め詐欺、侵入盗、ひったくり等の防犯対策の推進と、地域の防犯意識の高揚を推進します。その他、交通安全対策も推進します。

### 【現状と課題】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、日本における観測史上最大の規模、マグニチュード9.0を記録し、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km、東西約200kmの広範囲に及びました。この地震により、場所によっては波高10m以上、最大遡上高40.5mにも上る大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。地震と津波による被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所では、全電源を喪失して原子炉を冷却できなくなり、大量の放射性物質の漏洩を伴う重大な原子力事故に発展しました。これにより、周辺一帯の福島県住民は長期の避難を強いられています。

平成24年2月8日現在の東日本大震災による被害は、死者15,846人、行方不明者3,317人（警視庁緊急災害警備本部公表）となっています。また、警視庁が平成23年4月11日までに、岩手県・宮城県・福島県で検視となった13,135人のうち、検視を終えた遺体は、男性5,971人、女性7,036人で、うち70歳以上の要配慮者の遺体は5,117人（39%）となっています。

災害時要配慮者の避難支援対策について国は、平成18年に、高齢者、しょうがいしゃ等の要配慮者に対する避難支援ガイドラインをもとに、中央防災会議が全国の市区町村に対して避難支援プランの作成を要請してきています。

国立市においても、平成21年に作成した総合防災計画において、災害時要配慮者の避難

しえんたいさく そうきゅう せいび じたく ひなんじょ あんぜん ひなん たいせい こうちく  
支援対策を早急に整備し、自宅から避難所へ安全に避難するための体制を構築することと  
して、しゃかいふくしきょうぎかい ちいき れんけい そうきゅう ひなんしえん  
しています。このため、社会福祉協議会や地域と連携し、早急に避難支援プランをはじめ、  
さいがい たいおう どう さくせい ひつよう  
災害ボランティア対応マニュアル等を作成する必要があります。

いっぼう さぎ せつとう ちいき おびや しみん ちよくせつひがい およ ほんざい こうつう  
一方、詐欺、窃盗、ひったくりなど地域を脅かし、市民に直接被害を及ぼす犯罪や交通  
じこ まいにち はっせい けいしちようたちかわけいさつしよ くにたちし たちかわし かんかつ  
事故がほぼ毎日のように発生しています。警視庁立川警察署（国立市・立川市を管轄）に  
よると、へいせい ねん いちねんかん ほんざいけんすう けん こうつう じこ ししやう かつ めい  
平成22年の一年間で、犯罪件数は2,513件、交通事故で死傷された方は1,549名と  
なっています。じこ ほんざい ちいき じちかい こうつうあんぜんきやうかい ぼうはん  
こうした事故や犯罪をなくすためには、地域の自治会、交通安全協会、防犯  
きやうかい けいさつしやう れんけい こうつう じこ ぼうしたいさく ぼうはんたいさく おこな こうつう  
協会、警察署等と連携して、交通事故防止対策や防犯対策を行っていくとともに、交通  
じこ ほんざいぼうし かん いしき じやうせい つと ひつよう  
事故や犯罪防止に関する意識の醸成に努める必要があります。

し そうごうぼうさいけいかく さいがい じようはいりよしや ひなんしえん もと あおやぎ ちやうめ ちいき  
① 市の総合防災計画の「災害時要配慮者の避難支援」に基づき、青柳1丁目をモデル地域  
じちかい じしゅぼうさいそしきとう れんけい ひなんしえん さくせい ちやくしゅ  
として、自治会、自主防災組織等と連携し、避難支援プランの作成に着手しています。

し おおじしん はっせい ばあい かぐとう てんとう らっか ひがい ふせ かぐてんとうぼうし  
② 市では、大地震が発生した場合に家具等の転倒や落下の被害を防ぐため、家具転倒防止  
きぐ きぼう せたい へいせい ねんど ねんかん むりやう どうきぐ しきゆう こうれいしや  
器具を希望する世帯に、平成21年度から3年間、無料で同器具を支給しています。高齢者  
せたい と つ おこな  
のみの世帯などには取り付けも行っていきます。

へいせい ねんど しきゆうけんすう けん とりつけけんすう けん  
平成21年度 支給件数1,021件・取付件数213件

しな い じしゅぼうさいそしきすう へいせい ねん がつ にちげんざい そしき  
③ 市内の自主防災組織数は、平成23年12月1日現在、26組織となっています。

しんど じゃくいじやう じしん はっせい ばあい おんせい でんごんぼん やくわり は  
④ 震度6弱以上の地震が発生した場合には、音声による伝言板の役割を果たすシステム  
さいがいやうでんごん さいがい じ あんびかくにんとう かつよう  
『災害用伝言ダイヤル（171）』があります。災害時の安否確認等に活用します。

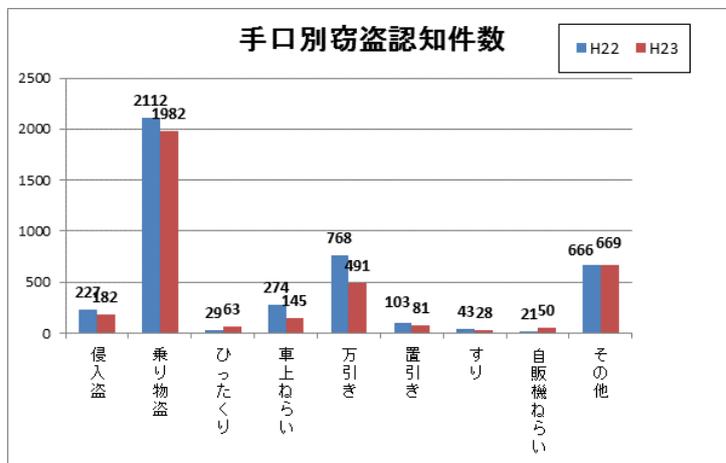
くにたちぼうはんきやうかい しぶ こうせい ぼうはん かん きかんおよ だんたい れんけい ぼうはんたい  
⑤ 国立防犯協会は11支部で構成され、防犯に関する機関及び団体との連携による防犯対  
さく しみん ぼうはんいしき こうようとう すいしん しぶ あんぜんおよびぼうはん  
策、市民の防犯意識の高揚等を推進しています。それぞれの支部では、安全及び防犯パ  
やかん さいまつけいかい ほうちじてんしゃ ちいき  
トロール、夜間パトロール、歳末警戒、放置自転車クリーンキャンペーン、地域のイベ  
けいびとう こ じよせいおよ こうれいしや ぼうはんたいさくかつどう しょうねん ひこうぼうしかつどう ふ  
ント警備等のほか、子ども、女性及び高齢者の防犯対策活動、少年の非行防止活動、振  
こ さぎ どう ひがいぼうし かくしゅほんざい ぼうしこうほうかつどう たちかわけいさつしよ れんけい  
り込め詐欺・ひったくり等の被害防止や各種犯罪の防止広報活動等を立川警察署と連携

おこな  
して行っています。

⑥ 市では、毎年11月に防犯パトロールを各課の職員が全地域を対象に行っています。また、携帯電話やパソコンの電子メール機能を活用して、防災・防犯などの情報を、市へ問い合わせることなく、自動で取得できるようになるシステムとして、「くにたちメール配信」サービスを実施しています。このサービスは、主に市内での犯罪・不審者などの防犯・不審者情報、地震・台風などの防災情報、光化学スモッグ注意報及びごみ出しお知らせを電子メールで無料配信するサービスです。

⑦ 市内には、交番3か所、駐在所1か所及び地域安全センター1か所があり、地域の安全・安心の拠点となっています。

⑧ 警視庁立川警察署の犯罪情報統計によると、立川警察署管内(国立市・立川市)の平成22年の犯罪件数は、次のとおりとなっています。



資料：立川警察署

⑨ 国立市・立川市の交通事故の発生件数 (警視庁立川警察署管内)

	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	計
平成21年	5	7	1,409	1,421
平成22年	5	6	1,538	1,549
増減	0	-1	+129	+128

資料：立川警察署

し さ く ほ う こ う  
【施策の方向】

- (1) 市の総合防災計画に基づき、災害時要配慮者避難支援体制を構築し、いざ災害が発生した場合に災害時要配慮者の安否確認や救助を地域で自ら行う仕組みを早急に構築します。
- (2) 災害時に、子ども、しょうがいしゃ、高齢者等で通常の避難所では生活することが困難な要配慮者の対策として、福祉避難所、緊急一時受入施設等を確保します。
- (3) 東日本大震災で被災し、市内に避難している方々に安心して生活を送ることができるよう、継続的な支援を実施します。
- (4) 地域で安全に安心して生活するための事故防止活動、防犯活動等の広報を積極的に実施します。
- (5) 防災・防犯に強い地域づくりを実現するため、日常的に広報等を行い、市民の意識の向上に努めます。

ぐ た い て き と り く み  
【具体的な取組】

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	きかん 期間	たんとうか 担当課
さいがいのじようはいりよ 災害時要配慮 しゃひなんしえんじ 者避難支援事 ぎょうじっし 業の実施	たいしょうちくしてい 対象地区を指定し、その地区で暮らす災 害時要配慮者すべての人々を地域が把握 し、災害時に複数の支援者が災害時要配慮 者の安否確認をした後、避難所まで搬送す る仕組みを構築する。	へいせいねんど 平成23年度 あおやぎちょうめ に青柳1丁目 ちく 地区をモデ ルに実施後、 じっしご 他の地区も じゅんじじっし 順次実施	ふくしそらむか 福祉総務課 ぼうさいか 防災課

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	きかん 期間	たんとうか 担当課
ふくしひなんじょ 福祉避難所 かくほ の確保	りんせつし ふく しやかいふくししせつとう りかい 隣接市を含めて社会福祉施設等に理解を もと こ こうれいしゃとう 求め、子ども、しょうがいしゃ、高齢者等 つうじょう ひなんじょ せいかつ こんなん で通常の避難所では生活することが困難 ようはいりよしや ふくしひなんじょ かくほ な要配慮者のための福祉避難所を確保す る。	へいせい ねんど 平成 18 年度 じっし から実施	ふくしそらむか 福祉総務課 ぼうさいか 防災課
さいがいじ 災害時の いやくひんとう 医薬品等の ちょうたつほうほう 調達方法	さいがいじ げんそく ほけん びちく 災害時は、原則として保健センターに備蓄 いやくひん ிரியょうようしきざい しょう している医薬品・医療用資機材を使用し、 ふそく ばあい そうごうぼうさいけいかく もとづき 不足する場合は、総合防災計画に基づき、 しやくざいしかい きょうりよく ようせい しない 市薬剤師会に協力を要請するほか、市内 やつきよくとういりょうひんはんばいぎょうしや ちょうたつ 薬局等医療品販売業者から調達する。	へいせい ねんど 平成 18 年度 じっし から実施	ふくしそらむか 福祉総務課 ぼうさいか 防災課
ひがしにほんだいしんさい 東日本大震災 ひさい しない で被災し、市内 ひなん に避難してい かたがた る方々への しえん 支援	ひさいち ひなんしやしえんれんらくかい た あ 被災地からの避難者支援連絡会を立ち上 ひなんしやたく ほうもん めんせつとう おこな げ、避難者宅への訪問、面接等を行い、 かぞくとう げんじょう はあく そうだんないようとう せいり 家族等の現状把握や相談内容等を整理 てきぎひつよう しえん とど けいぞくてき し、適宜必要な支援が届くよう継続的に しえん 支援する。	さいがいはつせいご 災害発生後 けいぞくじっ から継続実 し 施	ふくしそらむか 福祉総務課 ぼうさいか 防災課 かくたんとうか 各担当課
じこぼうし 事故防止や ぼうはんかつどうとう 防犯活動等の こうほう 広報	けいさつ しない こうつうあんぜんきょうかい ぼうはんきょうかいとう 警察や市内の交通安全協会、防犯協会等 れんけい じこぼうし ぼうはんかつどうとう こうほう と連携し、事故防止や防犯活動等の広報を おこな ちいき あんぜん あんしん かくほ 行い、地域の安全・安心を確保する。	けいぞくじっし 継続実施	けんせつか 建設課 しみんきょうどうすいしんか 市民協働推進課 かくたんとうか 各担当課
くにたち メール配信 サービス の普及	けいたいでんわ でんし きのう 携帯電話やパソコンの電子メール機能を かつよう ぼうはん ぼうさい かんきょうじょうほう 活用して、防犯、防災、環境情報、ごみ だ し む じょうほう 出しお知らせ、しょうがいしゃ向け情報 とう ていきょう し と あ 等の提供を、市へ問い合わせすることな じどう しゅとく く、自動で取得できるようになるシステム として、「くにたちメール配信」サービス おこな しみん を行っているが、このサービスを市民に ふきゅう 普及させる。	けいぞくじっし 継続実施	かくたんとうか 各担当課

だい し えん ひつよう かた じゅうじつ  
**第7 支援が必要な方へのサービスの充実**

もくひょう  
**【目標】**

こうれいしゃ し えん ひつよう ひと ちいき あんしん せいかつ  
 高齢者、しょうがいしゃなど、支援を必要とする人が地域で安心して生活できるよう、  
 これまでのサービスを充実するとともに、社会情勢の変化に伴って発生する新たなニ  
 ーズとそれに対する支援サービスの発掘に努めます。

げんじょう かだい  
**【現状と課題】**

きんねん かいごほけんせいど しょうがいしゃじりつしえんほうとう こうてき いっていでせいび  
 近年、介護保険制度、障害者自立支援法等、公的サービスは一定程度整備されてきてい  
 るが、しょうしこうれいか かくかぞくか だんかいせだい こうれいかとう ちいき せいかつしえん こんご  
 さらに増加するとともに、複雑多様化の傾向にあり、行政による支援だけでは対応しきれ  
 ない課題も多く含んだものとなってきています。

ひとりぐ こうれいしゃ こうれいしゃ せたい にんちしょうこうれいしゃ せたい おやせたいとう  
 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者をかかえる世帯、ひとり親世帯等の  
 ぞうか くわ じどう こうれいしゃ ぎやくたい こどくし もんだい しゅうろうかんきょう あっか  
 増加に加えて、児童・高齢者の虐待、ひきこもり、孤独死などの問題や、就労環境の悪化  
 えいきょう じゅうきよ そうしつ しっしょく ふあんてい せいかつ し じょうきょう  
 の影響による住居の喪失、失職など不安定な生活を強いられてきている状況もみられ  
 ます。

こうれいか ともな いどうこんなんしゃ ぞうか がいしゅつ せいかつひつじゅひん こうにゅう だ み  
 また、高齢化に伴う移動困難者の増加による外出、生活必需品の購入、ごみ出し、見  
 まも とう せいかつしえん してき しえん もと  
 守り等の生活支援ニーズが指摘され、その支援が求められるようになってきています。

し じっし しえん ひつよう ひと けんとう あら  
 このため、これまで市が実施している支援を必要とする人へのサービスを検討し、新た  
 たいおう しえん おこな ひつよう  
 なニーズに対応する支援サービスを行う必要があります。

し じっし おも しえん つぎ じっせき へいせい ねんど  
 これまで市が実施している主な支援は次のとおりとなっています。(実績は平成21年度)

ひとりぐ こうれいしゃ こうれいしゃ せたい おも しえん  
**一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯への主な支援**

- かりあ じゅうたく ていきょう ひとりぐ こうれいしゃ 7人  
 借上げ住宅の提供（一人暮らし高齢者）
- ろうじんふくしでんわ たいよ こうれいしゃ せたい 22台  
 老人福祉電話の貸与（高齢者のみの世帯）
- にゅうよくけん しきゅう ひとりぐ こうれいしゃ こうれいしゃ せたい 222人  
 入浴券の支給（一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯）
- ぎゅうにゅう しきゅう ひとりぐ こうれいしゃ 765人  
 ふれあい牛乳の支給（一人暮らし高齢者）

- 高齢者食事サービス（一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯）…………… 371人
- 高齢者緊急通報システムの設置（一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯）…395世帯

※ これ以外の「高齢者」に対する支援サービスは省略しています。

一人暮らししょうがいしゃへの主な支援

- 心身しょうがいしゃ住宅費助成 …………… 12人
- 緊急通報システムの設置 …………… 10人

※ これ以外の「しょうがいしゃ」に対する支援サービスは省略しています。

一人暮らし高齢者及びしょうがいしゃへの主な支援

- ホームヘルプサービス夜間緊急派遣（平成22年7月～平成23年12月までのモデル事業）
- 住宅費助成 …………… 49人
- 移動支援事業（外出支援サービス）…………… 1,216人
- 入浴サービス事業 …………… 6世帯188回

① 平成21年10月から、離職者で就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者を支援するため、住宅手当緊急特別事業を実施しています。平成22年度の実績は、相談件数267件、申請件数87件、支給決定件数84件（平成22年度事務報告書）となっています。

② 児童・高齢者に対する虐待、孤独死等を防止するため、都や関係機関と連携し、子どもについては子ども家庭支援センター、高齢者については地域包括支援センター等でそれぞれ相談等を実施しています。児童・高齢者への虐待相談対応等件数は、第2章4(4)「児童・高齢者への虐待」のとおりとなっています。

③ 現在、市には、ひきこもり、ニート等の状態にある方やその家族のための専門相談窓口は設置されていません。ただし、こうした方々の悩みや相談については、市のいずれかの窓口で状況等を聴取し、適切であると思われる担当部署につなぐ対応を行っています。

④ その他、生活に困っている方の相談は福祉事務所で 行っている。生活保護のほかに別の解決方法が残されていないかを当事者と一緒に 考え、保護が必要な場合は生活保護として扶助することとしています。

⑤ 高齢者などの移動困難者にとって交通手段をより利用しやすいものとするため、福祉に関する公共交通の利用の実態やサービスニーズを把握し、今後の福祉施策に反映させるためのアンケート調査を実施しました。(平成22年 国立市移動交通手段に関するアンケート調査結果報告書)

⑥ 緊急時の保護や支援については、女性等緊急一時保護、しょうがいしゃ及び高齢者のための緊急通報システム、ホームヘルプサービス夜間緊急派遣(平成22年7月～平成23年12月までのモデル事業)等の事業を行ってきています。

## 【施策の方向】

(1) 制度のはざまに置かれている方や複合的な問題を抱えている方への対応策を検討し、支援が必要とされる方々が相談しやすい総合相談窓口に変更します。

(2) 児童・高齢者の虐待、ひきこもり、孤独死、自殺者等を防止するため、関係機関と情報を共有し、相互に連携するとともに、地域での見守りを強化するための仕組みを構築します。

(3) 高齢化に伴う移動困難者のための通院、外出、生活必需品の購入等の支援をNPO等の市民活動団体と協働するなど、新たなサービスを発掘します。

(4) 24時間、安心して地域で暮らせるよう、緊急時の保護や支援について、地域の事業所、NPO及び団体と連携して充実させます。

ぐたいてき とりくみ  
【具体的な取組】

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	きかん 期間	たんとうか 担当課
そうだん 相談しやすい ふくし そうごう そうだん まど 福祉総合相談窓口 ぐち じゅうじつ 口の充実	ちょうない かんけい ぶしょ 庁内に関係部署からなる ふくし そうごう そうだん まど ぐち みなお 福祉総合相談窓口の見直しの けんとうかい せっち しみん そうだん 検討会を設置し、市民が相談 まど ぐち せっち しやすい窓口を設置する。	へいせい ねんど 平成24年度から けんとう じっし 検討・実施	ふくし そうむか 福祉総務課 こうれいしゃ しえんか 高齢者支援課 しょうがいしゃ しえんか しょうがいしゃ支援課 じどうか 児童課 こそだ しえんか 子育て支援課
だい そうだん けんりょう ごじぎょう じゅうじつ ぐたいてき とりくみ さいけい 『第4 相談・権利擁護事業の充実』の【具体的な取組】に再掲			
ソーシャルイン クルージョンの かんが かつた じょうせい 考え方を醸成 するのための こうえんかい じっし 講演会の実施	けいかく きほんりねん 計画の基本理念である「ソー シャルインクルージョンに基 ちいき じつげん づく地域づくり」を実現する しみんむ こうえんかい ため、市民向けの講演会を じっし 実施する。	へいせい ねんど 平成24年度に じっし 実施	ふくし そうむか 福祉総務課
じどう こうれいしゃ 児童・高齢者の ぎやくたい 虐待、DV、 ひきこもり、 こどくし じさつしゃ 孤独死、自殺者 とう ぼうし 等の防止	かんけい ぶしょ れんけい そうだんたいせい 関係部署が連携し、相談体制 じゅうじつ ふくし を充実するとともに、福祉 そうごう そうだん まど ぐち みなお そうだん 総合相談窓口を見直し、相談 かんきょう そうきゅう せいび しやすい環境を早急に整備 する。	へいせい ねんど 平成24年度から けんとう じっし 検討・実施	ふくし そうむか 福祉総務課 こうれいしゃ しえんか 高齢者支援課 しょうがいしゃ しえんか しょうがいしゃ支援課 じどうか 児童課 こそだ しえんか 子育て支援課 ほけん 保健センター
こうれいか ともな 高齢化に伴う いどうこんなんしゃ 移動困難者 しえん のための支援	くにたちし ない とくてい ひ えいり かつどうほう 国立市内の特定非営利活動法 じん じっし こうれいしゃ しょうがいしゃ 人が実施する高齢者、障害者 とう たい ふくし ゆうしょううんそう 等に対する福祉有償運送サ じぎょう し ービス事業について、市がそ けいひ いちぶ ほじょきん の経費の一部について補助金 こうふ を交付することにより、 こうれいしゃ しょうがいしゃとう がいしゆつ 高齢者、障害者等の外出す きかい かくだい る機会を拡大する。	へいせい ねん がつ 平成24年1月か じっし ら実施	ふくし そうむか 福祉総務課

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	きかん 期間	たんとうか 担当課
24時間、安心して地域で暮らすための緊急派遣事業の検討・実施	夜間に家族等の介助が受けられない高齢者、しょうがいしゃ等の緊急の支援要請に対して、必要な介助サービスを行う事業を早急に検討・実施する。	平成24年度から 検討・実施	福祉総務課 高齢者支援課 しょうがいしゃ支援課
地域包括支援センターの強化	市直営の地域包括支援センターの職員を増員し、相談業務等の機能を強化する。	平成23年度から 実施	高齢者支援課
『第4 相談・権利擁護事業の充実』の【具体的な取組】に再掲			
離職者のための就労環境の整備	離職者のための就労情報の提供を目的とした市民向けパソコンの導入を図るとともに、就労支援活動を行っているNPO法人と連携し、自立支援活動を推進する。	平成24年度から 検討・実施	福祉総務課
受験生のための支援	中学3年生・高校3年生がいる一定所得以下の世帯に、学習塾等受講料、高校・大学受験料の無利子貸付を実施する。	平成23年度から 実施	福祉総務課

## だい けんこう すいしん 第8 健康づくりの推進

### もくひょう 【目標】

すべての市民が日常から健康的な生活習慣を身につけ、健康づくりに励み、生涯にわたって地域でいきいきと暮らせるよう、市民の健康づくりを積極的に推進します。

### げんじょう かだい 【現状と課題】

健康づくりは、一人ひとりの自覚と実践が基本であり、市民の意識を高め、健康診断の受診、生活習慣の改善などの意識行動を促すとともに、社会全体で支援する仕組みが求められています。

平成23年3月に実施した「第3回国立市市民意識調査報告書」によると、1年前と比較して健康だと思ふ市民の割合は14.6%、健康だと思わない市民の割合は22.7%となっており、市の第2次基本計画では、健康だと思ふ市民の割合を平成27年度に19.0%とする取組が示されています。

また、前年に実施した「第2回国立市市民意識調査報告書」では、「近くに安心してかかることができる医療機関がありますか」との問いに「ない」と答えた割合は26.2%で、そのうち「医療機関に関する情報が不十分だから」を理由とした割合は39.3%となっています。

市は平成16年に、計画期間を平成26年までとする「元気にたち健康づくり計画」を策定し、乳幼児から高齢者まで、しょうがいの有無にかかわらず、すべての市民が自分らしい人生を送ることができるよう、ライフステージを通じた健康づくりを推進しています。

この計画では、「市民の参加・活動と支え合いによる元気にたち健康づくり」を基本理念とし、個人の生活習慣を左右する生活の場（家庭、地域、学校、職場等）を市民、医療機関、関連団体、学校、NPO、企業、行政などが、それぞれ主体性を持ち、協力し合いながら推進する必要があるとしています。

このため、市では「元気にたち健康づくり計画」で示した「運動」「栄養」「休養・こころの健康」「たばこ・アルコール・薬物」「健康診査・健康相談」の5項目の取組を「子

ども」「青年～壮年期」「高齢期」に分けて、着実に実施します。

※ ライフステージ → 87ページ 用語の解説⑩参照

① 「元気なくにたち健康づくり計画」は、平成18年に、計画の事業評価及び施策の見直しを行い、新たな取組を行っています。また、中間評価を平成21年から実施し、平成23年3月には「元気なくにたち健康づくり計画～第2回中間評価と今後の取り組み～」を作成しています。

② 「元気なくにたち健康づくり計画」の中間評価の基礎資料として、平成21年度に20～74歳の市内在住者2,000人を対象に「第2回国立市民の健康に関する意識・実態調査」を実施し、平成23年3月に調査報告書を作成しています。

③ 計画に基づき、市が実施した主な取組は、次のとおりです（平成21年度実績）。

項目	対象者	主な取組内容	担当課
運動	子ども	冒険遊び場事業及び放課後子ども教室推進事業等	子育て支援課 生涯学習課
	青年～壮年期	運動チャレンジ教室、オリジナル体操の普及、健康ウォーキングマップの配布、水泳、バドミントン及び合気道教室等	保健センター 生涯学習課
	高齢期	リトミック教室、自然観察及び転倒骨折予防教室等	高齢者支援課 公民館
栄養	子ども	定期健診等を通して、栄養に関する情報の提供、野菜収穫体験ハイクによる運動と栄養に関する啓発等	産業振興課 保健センター
	青年～壮年期	栄養に関するレシピを市報に掲載及び管理栄養士、保健師による成人栄養保健相談等	保健センター
	高齢期	男の料理教室及び低栄養予防事業	高齢者支援課 公民館
休養・こころの健康	子ども	乳幼児健康診査を通して、早起き早寝の重要性について集団教育及び健康で安全・快適な生活環境の整備を推進するため、機関紙への掲載・ポスターの掲示等	子育て支援課 保健センター
	青年～壮年期	市民を対象に睡眠に対する講演会、育児に不安のある母に対する相談事業等及び地域講座事業として、子育てを始め、生き方や人間関係等の不安を保護者同士が語れる場の提供	子育て支援課 保健センター
	高齢期	地域包括センター及び3箇所地域の地域に相談窓口を設置	高齢者支援課

項目	対象者	主な取組内容	担当課
たばこ・アルコール・薬物	子ども	主任児童委員・民生児童委員の登下校時における見守り活動の実施及び小・中学校の定期訪問や学校行事への参加	福祉総務課
	青年～壮年期 高齢期	市民まつりにおいて、市民 200 人にアルコールパッチテストの実施及び「アルコールを進めないで」カードを配布、受動喫煙に関しては、両親学級及び新生児訪問等でパンフレットの配布及び指導、禁煙希望者の支援として、個別相談及び両親学級で喫煙者の把握と指導、中央線統一喫煙マナーアップキャンペーンを実施し、分煙と受動喫煙の防止の啓発	ごみ減量課 保健センター
健康診査・健康相談	子ども	各健診事業の周知及び受診の啓発及び乳幼児健康診査未受診者への支援	保健センター
	青年～壮年期 高齢期	健康手帳の配布、国民健康保険加入者の 40 歳以上の方には特定健康診査、高齢者医療制度の対象者に特定健康診査と生活機能評価、また、これらの対象者を中心に健康診査の付加健康診査、成人歯科健康診査、がん検診等	保険年金課 高齢者支援課 保健センター

※ リトミック → 87ページ 用語の解説⑫参照

## 【施策の方向】

- 健康づくりに対する市民の意識の醸成に努めます。
- 健康づくり・介護予防について、「元気なくにたち健康づくり計画」に基づき、「運動」「栄養」「休養・こころの健康」「たばこ・アルコール・薬物」「健康診査・健康相談」の5項目の取組を「子ども」「青年～壮年期」「高齢期」に分けた取組を着実に推進します。

## 【具体的な取組】

事業名	事業内容	期間	担当課
健康づくりに関する市民意識の醸成	健康づくりに関する情報の提供に努め、正しい生活習慣を身につけるよう支援する。	継続実施	保健センター

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	きかん 期間	たんとうか 担当課
げんき 元気に 健康づくり計画 の推進	げんき けんこう けいかく 元気にたち健康づくり計画に もと つぎ じぎょう すいしん 基づき、次の事業を推進する。 ① うんどう あそ けんこう 運動・遊びによる健康づくり ② しょくせいかつ けんこう 食生活による健康づくり ③ きゅうよう けんこう 休養・こころの健康づくり ④ たばこ アルコール 薬物の やくぶつ 知識の普及 ちしき ふきゅう ⑤ けんこうしんさ けんこうそうだん じゅうじつ 健康診査・健康相談の充実	けいぞくじっし 継続実施	ほけん 保健センター

## 第3節 その人がその人らしく生きられる地域づくり

### 【目標】

すべての市民が地域とつながりを持ち、それぞれのやり方で社会参加し、生きがいを持ち  
元気に活躍できる地域づくりを推進します。

### 【現状と課題】

人は、社会に参加し、学び、交流し、社会の中で役割をもつことによって、生きがいを見  
つけ、その人らしく過ごすことができます。高齢社会が進展する中で、セカンドライフ  
をどう過ごすかは国民の関心事であり、特に定年を迎えた団塊の世代などは、今までの経験  
や知識を生かして地域活動に参加し、担い手となることが期待されています。ボランティ  
ア活動を積極的に行う方がいる一方で、地域活動に興味はあるものの、実際に参加する  
までに至らない方も多くいるのが現状です。定年後、会社から地域に居場所を移行できず  
に、家で過ごすケースも少なくありません。

平成22年3月に実施した国立市政世論調査及び市民意識調査報告書によると、市民がグル  
ープ活動や地域活動に参加しない理由として、約半数の方が「参加する機会がなかった」  
と回答しています。

こうした状況を改善し、すべての市民が地域の中で共に学び合い、意識を高め、一人ひ  
とりが尊重され、共に生きる喜びを分かち合える地域づくりが大切です。

また、高齢者やしょうがいしゃが安心して働くことができる環境を整備することも  
重要です。

このため、市民の知識や経験を活かし、社会に参加・参画できる仕組みを構築し、地域で  
生きがいを持って働き、活躍できるよう、社会参加の推進を図ります。また、あらゆる世代  
の居場所・拠点づくり、自立生活をめざす教育と活動の充実、自立生活を実現するため  
の就労支援が求められています。

※ セカンドライフ → 87ページ 用語の解説⑬参照

① 約60%の市民がグループ活動や地域活動に参加していない。参加している活動で高い項目としては、「文化・芸術・スポーツなどの活動」15.3%、「自治会・町内会などの地域活動」14.3%が挙げられます。

資料：平成22年3月実施 国立市政世論調査及び市民意識調査報告書

② 今後参加したいグループ活動・地域活動について「文化・芸術・スポーツなどの活動」38.2%、「福祉・健康に関する取り組み」15.3%、「高齢者グループの活動」13.5%です。

資料：平成22年3月実施 国立市政世論調査及び市民意識調査報告書

③ 市民がグループ活動や地域活動に参加しない理由は「時間的な余裕がなかった」46.0%、「参加する機会がなかった」45.2%です。

資料：平成22年3月実施 国立市政世論調査及び市民意識調査報告書

④ 国立市ボランティアセンターに登録し、活動希望のあるボランティア数は個人86名(男性34名、女性52名)、団体12団体(延べ346名)です。

資料：国立市社会福祉協議会 平成21年度事業報告書

⑤ 国立市シルバー人材センターに登録している人数は589人(平成22年3月31日現在)、活動回数は59,532回(平成21年度)です。

資料：国立市シルバー人材センター 平成21年度実績報告書

⑥ 市民活動で利用できる市内公共施設は26箇所です。

施設名称	施設数	施設名称	施設数
市民プラザ	2	防災センター	5
集会所	8	福祉会館	1
公民館	1	体育館	1
福祉館	5	郷土文化館	1
芸小ホール	1	古民家	1

※ 上記の他にテニスコート、野球場などの野外施設あり。くにたち生活便利帳に記載あり。

し さ く ほうこう  
【施策の方向】

(1) 「生きがいを持ち元気に活躍できる地域づくり」で扱う施策を次のとおりとします。

- ① 社会参加の推進  
しやかいさんか すいしん
- ② あらゆる世代の居場所・拠点づくり  
せだい いばしょ きよてん
- ③ 自立生活をめざす教育と活動の充実  
じりつせいかつ きょういく かつどう じゅうじつ
- ④ 自立生活を実現するための就労支援  
じりつせいかつ じつげん しゅうろうしえん

## 第9章 社会参加の推進

### 【目標】

市民の中には、教育、文化、芸術、スポーツ、社会福祉などの分野で多様な活動を行っている人々があり、その活動への参加は、地域でいきいきとした生活を送る上で大切な要因となっています。地域の様々な活動を通して誰もが社会に参加し、自己実現を図る機会を創出できるよう基盤づくりを進め、社会参加を推進する。また、ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動を通じた生きがいづくりを推進します。

### 【現状と課題】

人は社会に参加し、学び、交流し、社会の中で役割をもつことによって、生きがいを見つけ、その人らしく過ごすことができます。

国立市政世論調査及び市民意識調査報告書によると、福祉活動に取り組んでいる市民の割合は11.6%であり、全く取り組んでいない市民の割合は66.6%となっています。

一方で、今後参加したいと思うグループ活動・地域活動の割合は、「文化・芸術・スポーツなどの活動」38.2%、「自然保護・緑化活動」16.4%、「福祉・健康に関する取り組み」15.3%となっており、それ以外にも10%台では、地域の清掃活動、自治会・町内会などの地域活動、地域の子ども・青少年の育成活動などに市民が参加を望んでいます。また、「どれにも参加したいとは思わない」との回答は17.5%となっています。

グループ活動や地域活動に参加するために市が行うべき施策については、「市民が利用しやすい公共施設の整備」が50.0%と最も高くなっています。

この調査結果から、多くの市民は様々な市民活動を通して社会参加することへの熱意があるにもかかわらず、その機会・きっかけがなく、身近に活動できる場の確保が必要であることなどが伺えます。

一方、高齢化が進展する中で定年を迎えた団塊の世代による地域活動への参加が期待されています。また、地域福祉活動を支えてくれている自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等の方々の状況を踏まえると、新たな活動の担い手を発掘し、育成していくこ

とも急務きゅうむとなっています。さらに、若年層じゃくねんそうの地域福祉ちいきふくしへの参加さんかを促す取組うながが必要とりくみである  
と言いえます。

地域活動ちいきかつどうにおいては、次代じだいを担う人材になの育成じんざい、及び熱意いくせい、知識およ、技術ねついなどを持った人材ちしきの  
確保ぎじゅつが必要もであるとともに、地域住民ちいきじゅうみん以外の参加いがいや団体間さんかの交流だんたいかんの機会こうりゅうを設けることも  
必要きかいとなつてきています。

地域住民ちいきじゅうみん以外の地域活動ちいきかつどうの担い手になづくりとして、ボランティアセンターてと協力きょうりょくし、  
市内しなの大学だいがくや高校こうこうとの連携れんけいをさらに図り、地域の活動はかに関心ちいきや参加かつどう交流かんしんを促すことさんかで、  
学生がくせいの活力かつりょくを活かした取組いを目指すことも重要とりくみです。また、市民しみんが地域活動ちいきかつどうを継続けいぞくして  
行うおこなため、やりがいあんしんや安心して活動かつどうできる環境かんきょうづくり、様々なテーマさまざまでの講習会こうしゅうかいを実施  
するなど、活動じっしの支援かも必要つです。

こうした観点かんてんから、福祉ふくしを支える人ささづくりや社会参加ひとのしくみを積極的しゃかいさんかに推進せっきよくてきします。

① 市のボランティアセンターしでは、ボランティア活動かつどうをはじめとする主体的な市民活動しゅたいてき  
を支援しみんかつどうしています。

② 市の社会福祉協議会しが作成しゃかいふくしきょうぎかいした「くにたち福祉活動計画さくせい」では、誰もがボランティア  
活動かつどうに参加さんかできるよう推進すいしんし、家庭及び教育かていの場きょういくとの連携ばを図り、児童・青少年福祉れんけい  
活動はかや大学の社会貢献活動じどうの支援せいしやうねんふくしを行うことを掲げ推進かかしています。

## 【施策の方向しさく】

(1) 市民しみんが文化・芸術・スポーツ・社会福祉ぶんかなどの活動げいじゅつを通して社会しゃかいに参加さんかし、学び、  
交流まなし、社会こうりゅうの中で役割しゃかいをもつことなかによって、生きがいやくわりを見つけ、地域いでいきいきと  
した生活みを送れるよう、社会福祉協議会ちいきと連携せいかつして支援おくします。

(2) 市民しみんの知識ちしき、技術ぎじゅつ、経験等けいけんとうを生かし、地域いで活躍ちいきできる機会かつやくや場の確保きかいを創出ばし、  
やりがいかと安心して活動かんきょうできる環境つとづくりに努めます。

(3) ボランティアセンターれんけいと連携あらし、新たな活動かつどうの担い手になを発掘はくくつし、育成いくせいするための支援しえん

けんとう じっし  
を検討し、実施します。

ぐ たいてき とりくみ  
【具体的な取組】

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	きかん 期間	たんとうか 担当課
しない 市内のサークルや だんたい 団体のための かつどう ば かくほ 活動の場の確保	こうきょうしせつとう かつよう しない 公共施設等を活用し、市内の だんたい かつどう サークルや団体が活動しやす かんきょう せつきよくてき せいび い環境を積極的に整備する。	けいぞくじっし 継続実施	しょうがいがくしゅうか 生涯学習課 こうみんかん 公民館 しみんきょうどうすいしんか 市民協働推進課 ふくしそうむか 福祉総務課
しみん だんたい ちしき 市民や団体の知識、 ぎじゆつ けいけんとう い 技術、経験等を生か ちいき かつやく し、地域で活躍でき きかい ば せっち る機会・場の設置	しみん だんたい ちしき ぎじゆつ 市民や団体がもつ知識、技術、 けいけんとう い ちいき 経験等を生かし、地域のイベン とう はっぴよう かつやく ト等で発表したり、活躍でき きかい けんとう じっし る機会を検討し、実施する。 とくぎばんく ちいきしせつ かつよう 特技バンク（地域施設を活用し えんそう たレクリエーションや演奏、ま ちしき こうぎ た知識をいかした講義など）」 せっち を設置する。	へいせい ねんど 平成24年度から けんとう じっし 検討・実施	生涯学習課 市民協働推進課 福祉総務課
あら かつどう にな て 新たな活動の担い手 はっくつ しえん の発掘・支援	れんけい ボランティアセンターと連携 あら かつどう にな て はっくつ し、新たな活動の担い手を発掘 いくせい しえん し、育成するための支援を じゅうじつ 充実する。	けいぞくじっし 継続実施	福祉総務課

## 第10 あらゆる世代の居場所・拠点づくり

### 【目標】

すべての市民が気軽に地域に参加できるように、あらゆる世代に対応したたまり場事業の推進を図り、市民が安心して過ごしたり、地域活動の拠点となる、交流できる場の確保に努めます。

### 【現状と課題】

居場所・たまり場のイメージは、人により様々な解釈で使われていますが、ありのままの自分であることのできる空間であり、他者との関わりにおいて発生する感情や経験の中で自分の存在意義を確立し、それを社会に還元していくために自分はどうあるべきかを考えていく材料となる時間や空間でもあります。

子どもたちから高齢者までが、出会いの場所、情報交換の場所又は息抜きの場所として、身近に誰でも気軽に寄り集えることが望まれます。

市には、居場所・たまり場として、公民館、福祉会館、地域福祉館、地域集会所、地域防災センター、児童館等があり、北福祉館及び西福祉館では「たまり場運営事業」としてスペースを確保し、気軽に読める雑誌等を置いています。

また、青少年のためのたまり場として中学生から高校生の年代を対象に「西児童館中高生タイム」として、毎週火曜日から金曜日、午後6時から午後7時まで施設を開放するための準備をしています。しかし、各施設とも居場所・たまり場機能として活発に活用されていないのが現状です。

一方、平成22年度から、子どもの居場所づくりを実施する市内のNPO法人等の団体に対して、事業費の一部を助成する事業を実施しています。

今後は、地域の人々が集まりたくなるような居場所・たまり場とは何かを把握し、子ども、青少年、高齢者、しょうがいしゃ、文化の違う人などとの交流が円滑に図れるよう地域住民、事業者及び市がそれぞれの役割分担を明確にし、事業を実施することが大切です。

① 子ども家庭支援センターには「子育てひろば」があり、多くの乳幼児と親（ときには祖父母）が訪れます。幼い子どもたちを安心して遊ばせながら、親同士が出会い、交流ができ、リフレッシュができる場、又は職員に相談もできる場として利用されています。また、学童保育所では、木曜日又は金曜日の午前中に「カンガルー広場」を開催しています。自分の住む地域で同年代の子をもつ友人をつくる、学童保育スタッフから子どもとの遊び方のヒントをもらう、巡回しているセンター職員に悩みや心配事を聞いてもらうなど、様々な目的で参加しています。

② 子育て支援課では、平成22年度に「多摩・島しょ地域力の向上事業助成制度」を活用し、子どもの居場所づくりを実施する市内のNPO法人等の団体に対して、事業費の一部を1団体に上限35万円（2団体に限る）を助成する事業を実施しました。平成23年度は、くにたちしほしかていとうじりつおよこそだしえんききんかつようどうじぎょうけいぞくだんたいじよせい国立市母子家庭等の自立及び子育て支援基金を活用して同事業を継続し、3団体に助成をおこな行っています。

③ 西児童館で行っている「中高生タイム」については、現在、活発な利用を図るための検討を進めています。

④ 北福祉館内「たまり場」及び西福祉館内「みんなのお部屋」は、毎週月曜日、祝日及び年末年始を除き、毎日午前9時から午後4時30分まで開設しています。

⑤ 福祉会館では、趣味やサークルのための施設の貸出、高齢者健康体操（平成21年度定員400名）、初心者フラダンス教室（平成21年度定員30名×2回）等を実施しています。

⑥ 老人センターでは、健康・趣味・交友の場としての場の確保のほか、趣味の会活動への助成や市内のNPO法人と連携し、児童から高齢者までの参加者による将棋大会を実施しました。

⑦ 社会福祉協議会では、65歳以上の住民を対象に「同郷・ふるさと」をキーワードに仲間づくり、外出の機会づくりを目的に「くにたちふるさとサロン」活動を実施してい



# 第11 自立生活をめざす教育と活動の充実

## 【目標】

しょうがいのある人もない人も、お年寄りも若い人も、共に学び互いの理解を深め、地域の中でだれもが活躍できるよう、福祉施設等を活用した交流活動の支援や福祉教育の推進に努め、福祉に関する意識の醸成に努めます。

## 【現状と課題】

市が実施した調査によれば、市民が過去1年間に行った生涯学習活動は「趣味や教養を高めること」が38.1%で最も多く、「健康・体力づくり」が25.8%、「生活を楽しみ、心を豊かにする活動に参加すること」が17.0%の順になっています。また、生涯学習活動を特に行っていない市民の割合は34.3%で、その理由は「仕事や家事が忙しくて時間がない」が50.7%、「きっかけがつかめない」が29.1%となっています（「国立市政世論調査及び市民意識調査報告書」平成22年3月実施）。この調査結果から市民の多くは、生涯学習活動に興味をもち、実際に学習活動を行っていることが見て取れます。一方、地域には、人材、組織、施設、制度など多様な社会資源があります。これらを積極的に活用しながら、福祉教育を展開することが大切です。

市内の公立小学校では、「総合的な学習の時間」の中で、人権教育の一環として高齢者やしょうがいしゃの方々との交流を行う時間を設け、子どもたちが高齢者やしょうがいしゃの生活に関心をもち、交流体験を通して共に生きることについて考えたり、当事者の思いや状況に共感し、人の役に立つ喜びや奉仕活動の楽しさを体験したりする学習を行っています。

公立中学校では、「職場体験学習」の授業を設け、市内の公共機関、事業所等と連携し、未来の地域を担う人間の育成を使命として教育活動を推進しています。平成21年度においては、市内の保育園、幼稚園、介護保険事業所などの現場体験も行われています。また国立第一中学校では、学年を通して「感謝や思いやり」を主題に、地域の手話通訳者や福祉団体の方々の協力を得て、「道徳授業地区公開講座」などを実施しています。

ほか いっぱんしみん たいしょう ふくしかんれん がくしゅう じんけん へいわとう こうざ とお こうみんかん  
その他、一般市民を対象とした福祉関連の学習は、人権・平和等の講座を通して公民館  
じっし としょかん ふくしかんれん としょ か だ おこな  
が実施したり、図書館では、福祉関連の図書の貸し出しを行っています。

しみん みな し き じょうほう こうざいちらん なか えら もう こ  
また、市民の皆さまが、知りたい・聞きたい情報を講座一覧の中から選んで申し込んで  
いただく「わくわく塾くにたち」があり、グループや団体が主催する学習会などで、市  
しよくいん しせい げんじょう かだい せいさくないよう はな わだいていきょう おこな こうざ  
職員が市政の現状・課題、政策内容などを話し、話題提供も行っています。講座には、  
ふくし きょういく こうざ ちいき きんじょうし あつ りよう  
福祉、教育など64講座があり、地域のグループ、PTA、ご近所同士などの集まりに利用  
されています。

くにたちし まいつき かい かい にゆうもんこうざ  
さらに、国立市ボランティアセンターでは、毎月1回から2回「ボランティア入門講座」  
かいさい くるま たいけん おこな し まな あ  
を開催し、車いす体験などを行うほか、知りたいことや学びたいことについてニーズに合  
とう おこな しゅつちようこうざ おこな  
わせたプランニング等を行う「出張講座」も行っています。

こんご かつどう じゅうじつ はか だれ とも まな ちいき なか かつやく  
今後、こうした活動の充実を図るとともに誰もが共に学び、地域の中で活躍できるよう、  
こうりゅうかつどう しえん ふくしきょういく すいしん つと じんけんしゅうかん まいとし がつ にち さいしゅうび しゅう  
交流活動の支援や福祉教育の推進に努め、人権週間（毎年12月10日を最終日とする1週  
かん とう つう ふくし かん いしき じょうせい つと  
間）等を通じて福祉に関する意識の醸成に努めます。

へいせい ねん がつ にち くにたちだいよんしょうがっこう じぶん とも たいせつ とも い じ  
① 平成23年2月8日、国立第四小学校において、「自分も友だちも大切にし、共に生きる児  
どう いくせい じんけんきょういく すいしん とお けんきゅうしゅだい こうかいじゅぎょうとう かくがくねん  
童の育成～人権教育の推進を通して～」を研究主題として、公開授業等を各学年で  
じっし  
実施しました。

こうみんかん こうざ じんけん へいわ かいさい じんけん かん がくしゅう まいとし ていきてき  
② 公民館では、講座「人権・平和」を開催し、人権に関する学習を、毎年、定期的にテ  
せってい じっし  
ーマを設定し、実施しています。

しみんきょうどうすいしんか じんけん かん てん じ かい こうえんかい ていきてき じっし  
③ 市民協働推進課では、人権に関する展示会や講演会を定期的に実施しています。

くにたちし ちゅうがくせい せいねんそう たいしょう しない ふくしかんけい  
④ 国立市ボランティアセンターでは、中学生から青年層を対象に、市内の福祉関係の  
しせつとう たいけんがくしゅう なつ たいけんがくしゅう がっこう だんたい む ふくし  
施設等において体験学習する「夏のボランティア体験学習」、学校や団体向けの「福祉  
でまえこうざ じっし  
出前講座」などを実施しています。

し さ く ほうこう  
【施策の方向】

(1) 「わくわく塾くにたち」を活用した出前講座、公民館の「人権・平和」講座等を通して、福祉教育の実施や福祉に関する意識の醸成に努めます。

(2) 公立小学校の「総合的な学習の時間」、公立中学校の「職場体験学習」などを通して、高齢者やしょうがいしゃと交流体験を通して共に生きることについて考えたり、市内の事業所等の現場体験を通じて感謝や思いやりの気持ちを醸成します。

(3) 市内の大学等と連携し、福祉に関する学習や福祉に関する意識の醸成に努めます。

ぐたいてき とりくみ  
【具体的な取組】

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	きかん 期間	たんとうか 担当課
ふくしきょういく じっし 福祉教育の実施 ふくし かん や福祉に関する いしき じょうせい 意識の醸成	「わくわく塾くにたち」を活用した 出前講座や公民館の「人権・平和」 講座等を通して、福祉教育を実施 し、福祉に関する意識の醸成に努め る。	けいぞくじっし 継続実施	しょうがいがくしゅうか 生涯学習課 こうみんかん 公民館
じんけんきょういく 人権教育 じゅうじつ の充実	「総合的な学習の時間」「職場体験 学習」等を通じた高齢者やしょうが いしゃと交流体験の実施	けいぞくじっし 継続実施	がっこうしどうか 学校指導課
だいがくとう れんけい 大学等と連携し た福祉に関する がくしゅう ふくし かん 学習と福祉に関 する意識の醸成	市内の大学等と連携し、福祉に関す る学習や福祉に関する意識の醸成 に努める。	へいせい ねんど 平成24年度から けんとう じっし 検討・実施	ふくしそむか 福祉総務課

## 第12 自立生活を実現するための就労支援

### 【目標】

働く意欲がありながら、年齢、身体的機能、家族構成などの理由により就労が実現できない方に、働くことを通じて安心して自立した生活が営めるよう相談、各種能力開発セミナーなどの支援を行います。また、定年を迎えた後も、地域の中で生き生きと活躍できるように、シルバー人材センターと連携し、就労機会の拡充に努めます。

### 【現状と課題】

市では就労支援員を配置し、生活保護受給者又は生活保護が必要と思われる方のための就労支援や女性のための再就職支援セミナー、ハローワーク等の関係機関の情報提供等を行っています。また、平成23年4月には、しょうがいしゃの就労支援担当を配置し、就労機会の拡大とともに、安心して働き続けられるようしょうがいしゃ就労支援事業を実施しています。

一方、団塊の世代が定年退職を迎え、労働力の減少、企業内の技術・ノウハウの継承の断絶等様々な問題が生じるのではないかと懸念されましたが、多くの企業において60歳定年後の継続雇用が進んだことなどもあり、2007年に大きな問題が生じることはありませんでした。ただし、この継続雇用も、年金（定額部分）の支給開始年齢までが目安と考えると、「団塊の世代」が65歳に到達する2012年に同じ問題が発生する可能性が指摘されています。

こうした団塊の世代を含む高齢者が持つ技術やノウハウを地域に還元し、地域で働く場を確保することで、社会の中で受益者としてではなく、社会を支える担い手としての役割を得ることが重要です。このため、シルバー人材センターと連携し、元気な高齢者の知識や技能が活用できるように、就労機会の拡充に努めることが必要です。

- ① 生活保護受給者又は生活保護が必要と思われる方に対する平成21年度就労支援の新規相談者は36人、そのうち就職できた方は14人となっています。（福祉総務課資料）

② 市役所ロビーに、就労に関する関係機関の情報提供等のコーナーを設置するとともに、労働法、労働条件等の知識がわかる「ポケット労働法」を都と連携して作成し、必要な方に配布しています。

③ 平成22年12月末日現在のシルバー人材センターの会員数は572人、平成22年度の受託件数は4,430件、延べ日人員は57,712人となっています。受託の主なものは、建物・駐車場の管理、マンション等の清掃、植木の手入れ、障子ふすま張り、除草、家事援助、保育園送迎等の育児サービスなどとなっています。

## 【施策の方向】

- (1) 退職者、失職者又は支援を必要とする方などの就職活動を支援するための情報提供を行うとともに、ハローワークや就労支援活動を行っているNPO法人等と連携し、自立支援活動を推進します。
- (2) 退職者のための就労情報の提供を目的とした市民向けパソコンを導入し、ハローワークに行かなくても就労情報が得られるよう支援します。
- (3) 団塊の世代を含む元気な高齢者の豊富な知識や経験を生かした働く場、働くことによる社会参加の機会を、シルバー人材センター等と連携して確保します。

ぐたいてき とりくみ  
【具体的な取組】

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	きかん 期間	たんとわか 担当課
しゅうろう し えんかつどう 就労支援活動 のための支援	りしょくしゃ しつしょくしゃまた しえん ひつよう 離職者、失職者又は支援を必要とする方などの就職活動を支援する ための情報提供を行うとともに、ハローワークや就労支援活動を行っているNPO法人等と連携して、自立支援活動を推進する。	けいぞくじつし 継続実施 いちぶ へいせい ねんど 一部、平成24年度 から検討・実施	ふくしそむか 福祉総務課
ろうどうほう ポケット労働法 の作成・配布	ろうどうほう ろうどうじょうけんとう ちしき 労働法、労働条件等の知識がわかる「ポケット労働法」を都と連携して作成し、必要な方に配布する。	けいぞくじつし 継続実施	さんぎょうしんこうか 産業振興課
りしょくしゃ 離職者のための 就労環境の 整備	りしょくしゃ しゅうろう じょうほう 離職者のための就労情報の提供を目的とした市民向けパンコンを導入し、ハローワークに行かなくて就労情報が得られるよう支援する。	へいせい ねんど 平成24年度から 検討・実施	ふくしそむか 福祉総務課
げんき こうれいしゃ 元気な高齢者の 豊富な知識や 経験を生かした 働く場の確保	だんかい せだい ふく げんき こうれいしゃ 団塊の世代を含む元気な高齢者の豊富な知識や経験を生かした働く場、働くことによる社会参加の機会をシルバー人材センター等と連携して確保する。	へいせい ねんど 平成24年度から 検討・実施	ふくしそむか 福祉総務課 こうれいしゃしえんか 高齢者支援課



だい しょう  
第4章

けいかく じつげん む  
計画の実現に向けて



くにたちしちいきふくしけいかく 国立市地域福祉計画は、「だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる」ことを目標とし、「ソーシャルインクルージョンに基づく地域づくり」及び「少子高齢社会に対応したコミュニティづくり」を基本理念として、すべての市民の福祉ニーズに対応した様々な施策や事業を推進することとしています。また、この計画の各施策を着実にかつ有機的に推進することにより、地域コミュニティの活性化を図ることとしています。

この計画を円滑に推進するためには、推進体制を確立し、定期的に計画の進捗状況の把握、点検、評価等を行う必要があります。

一方、行政の役割を明確にし、地域を構成する市民、NPO、事業所等の理解、協力、連携のほか、事業活動を展開する際の福祉関係当事者を含む市民、NPO、事業所等の積極的な参画を求め、計画を推進する必要があります。また、国、東京都、他区市町村等関係機関との密接な連携が求められます。

## 1 推進体制の確立

計画を着実に推進するため、市民及び福祉関係当事者が参加した機関及び庁内組織による機関を設置します。また、計画の点検・評価の基準を明確にします。

### (1) 国立市地域保健福祉推進本部の設置・運営

地域福祉計画推進の総合調整及びその他の福祉施策の計画、調整等、福祉施策全般の円滑な推進を図るため、庁内組織からなる国立市地域保健福祉推進本部を設置・運営します。

### (2) 国立市地域保健福祉施策推進協議会の設置

国立市地域保健福祉推進本部において、この計画の変更、見直し等を行う場合に、必要に応じて市民及び福祉関係当事者の参加を得て、計画の進捗状況の把握、点検、評価等を行う協議会を設置します。

### (3) 計画の点検・評価基準の明確化

計画の点検・評価を実施する際の基準として、各施策の「具体的な取組」の事業成果が「目標」に対して、妥当性、有効性、効率性、公平性等の観点から事業が適正に

じっし ひょうか し く へいせい ねんど こうちく ひょうかきじゆん  
実施されているのかを評価する仕組みを平成25年度までに構築し、評価基準の  
めいかくか はか  
明確化を図ります。

## 2 市民、NPO、事業所等との連携・協力

けいかく しさく すいしん うえ しみん じぎょうしょとう れんけい きょうりょく か  
この計画の施策を推進する上で、市民、NPO、事業所等との連携・協力は欠かせ  
ません。このため、市民、NPO、事業所等の活動の情報収集に努めるとともに、出前  
しみん じぎょうしょとう かつどう じょうほうしゅうしゅう つと でまえ  
講座「わくわく塾くにたち」等を活用した行政情報の提供に努めます。また、市民、  
こうざ じゅく とう かつよう ぎょうせいじょうほう ていきょう つと しみん  
NPO、事業所等による企画提案による新たな福祉サービスの発掘や、国、東京都等の  
じぎょうしょとう きかくていあん あら ふくし はくくつ くに とうきょうととう  
ほじょきん かつよう じぎょう せつきょくてき すいしん  
補助金を活用した事業を積極的に推進します。

## 3 国、東京都、他区市町村関係機関等との連携

くに とうきょうと た く しちょうそんかんけいき かんとう れんけい  
ほうりつ かいせい ひつよう かい けんげん くに およ とうきょうと ぞく かいどう くに およ  
法律の改正を必要とする課題や権限が国及び東京都に属する課題等については、国及  
とうきょうと かいけつ ようぼう くに とうきょうと た く しちょうそんとうかんけいき かん みっせつ れんけい  
び東京都に解決を要望するとともに、国、東京都、他区市町村等関係機関と密接に連携を  
はか  
図ります。

だい しょう  
第 5 章

し りょうへん  
資料編



# 1 用語の解説

## ① NPO

[nonprofit organization] 非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

## ② ソーシャルインクルージョン

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

## ③ リーマンショック

2008年9月15日に、アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻した出来事を、これが世界的金融危機（世界同時不況）の引き金となったことに照らして呼ぶ表現。リーマン・クライシス (Lehman Crisis) ともいう。

## ④ ネグレクト

虐待の種類。養育者による衣食住の世話の放棄。家に閉じこめる、病気になっても病院に連れていかない、乳幼児を家に残したまま外出する、乳幼児を車に放置する、適切な食事を与えない、などがある。

## ⑤ 認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受けた者。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となることが期待される。

## ⑥ ファミリー・サポート・センター

乳幼児、小学生等の児童を有する子育て中の労働者、主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡及び調整を行うもの。

## ⑦ ユニバーサルデザイン

ねんれい せいべつ しんたいてきじょうきょう こくせき げんご ちしき けいけん ちが かんけい  
年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべ  
ひと つか せいひん かんきょう がいねん  
ての人が使いこなすことのできる製品、環境などのデザインをめざす概念。

## ⑧ ハートビル法

へいせい ねん がつ しこう こうれいしゃ しんたいしょうがいしゃとう えんかつ りよう とくていけんちくぶつ  
平成6年9月に施行した「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の  
そくしん かん ほうりつ ふとくていたすう りよう たてもん ろうじん こうれいしゃ  
促進に関する法律」。デパートなど不特定多数が利用する建物、老人ホームなど高齢者  
しんたいしょうがいしゃ りよう たてもん せいれいおよ じょうれい さだ たてもん か  
や身体障害者が利用する建物のうち、政令及び条例で定める建物のバリアフリー化  
ぎむづ  
が義務付けられた。

## ⑨ 交通バリアフリー法

へいせい ねん がつ こうふ こうれいしゃ しんたいしょうがいしゃとう こうきょうこうつうきかん りよう いどう  
平成12年5月に公布した「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の  
えんかつか そくしん かん ほうりつ つうしょう こうつう ほう こうきょうこうつうきかん えき  
円滑化の促進に関する法律」、通称「交通バリアフリー法」とは公共交通機関の駅あ  
の ものとう せいてい にほん ほうりつ ねん がつ  
るいは乗り物等をバリアフリーにすべく制定された日本の法律である。2000年11月15  
にち しこう ねん がつ にち こうれいしゃ しょうがいしゃとう いどうとう えんかつか そくしん かん  
日に施行され、2006年12月20日、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する  
ほうりつ つうしょう しんぽう しこう ともな はいし  
法律（通称「バリアフリー新法」）の施行に伴い廃止された。

## ⑩ こころのバリアフリー

せいしんしつかんとう ただ りかい こうどう こくみん あいだ せいしんしつかん たい きほんてき  
精神疾患等を正しく理解し、行動すること。国民の間で、精神疾患に対する基本的  
りかい ふじゅうぶん こうせいろうどうしょう せいしんしつかん ただ りかい ししん  
な理解が不十分ということで、厚生労働省は精神疾患を正しく理解するための指針を  
だ せんげん い か はしら  
出した。これを、「こころのバリアフリー宣言」といい、以下の8つの柱（キーワー  
ド）からなっている。

- 1 せいしんしつかん じぶん もんだい かんが  
精神疾患を自分の問題として考えていますか
- 2 むり ところ からだ  
無理しないで、心も体も
- 3 き ところ ふちょう  
気づいていますか、心の不調
- 4 し せいしんしつかん ただ たいおう  
知っていますか 精神疾患への正しい対応
- 5 じぶん ところ つく  
自分で心のバリアを作らない
- 6 みと あ じぶん い すがた  
認め合おう、自分らしく生きている姿を
- 7 で あ りかい だいいっぽ  
出会いは理解の第一歩

8 <sup>たが</sup> <sup>ささ</sup> <sup>しゃかいづく</sup>  
互いに支えあう社会作り

⑪ ライフステージ

<sup>ひと</sup> <sup>いっしょう</sup> <sup>しょうねんき</sup> <sup>せいねんき</sup> <sup>そうねんき</sup> <sup>ろうねんき</sup> <sup>わ</sup> <sup>だんかい</sup>  
人の一生を少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、それぞれの段階。

⑫ リトミック

<sup>そうあん</sup> <sup>おんがくきょういくほう</sup> <sup>しんたい</sup> <sup>うんどう</sup> <sup>はあく</sup>  
ダルクローズが創案した音楽教育法。リズムを身体の運動によって把握させようとするもの。  
<sup>りつどうほう</sup>  
律動法。

⑬ セカンドライフ

<sup>だいに</sup> <sup>じんせい</sup> <sup>ていねんたいしょくご</sup> <sup>せいかつ</sup> <sup>あらわ</sup> <sup>わせいえいご</sup> <sup>よ</sup>  
第二の人生。定年退職後の生活を表す和製英語。「シニアライフ」とも呼ばれる。

## 2 国立市地域福祉計画策定のための諸会議等開催経過

		地域保健福祉計画策定委員会	地域保健福祉団体等連絡協議会	地域保健福祉推進本部
平成 22 年度	9月	第1回 9月30日		9月9日
	10月	第2回 10月28日		
	11月	第3回 11月30日		
	12月			
	1月	第4回 1月13日		
	2月	第5回 2月1日 第6回 2月21日		
	3月			
平成 23 年度	4月			
	5月			
	6月	第7回 6月13日	第1回 6月24日	
	7月		第2回 7月19日	
	8月	第8回 8月22日		
	9月		第3回 9月30日	
	10月	第9回 10月24日	第4回 10月21日 第5回 10月28日	
	11月		第6回 11月11日 第7回 11月25日	
	12月			
	1月	第10回 1月23日		
	2月		第8回 2月3日	2月13日（推進委員会） 2月16日
	3月			
	主な 検討内容	○ 現状と課題の把握 ○ 計画の構成等の検討 ○ 計画（案）作成等	○ 計画（案）に対する意見等	○ 計画推進の総合調整
平成24年3月21日		平成24年 国立市議会 第1回定例会 福祉保険委員会に答申報告		
平成24年3月29日		庁議にて決定		

### 3 国立市地域保健福祉計画策定委員会条例

平成11年3月26日条例第2号  
(以下、改正)

平成13年3月30日条例第5号

平成16年6月23日条例第12号

平成20年9月24日条例第23号

#### (設置)

第1条 国立市における地域保健福祉の施策形成について協議するため、国立市地域保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、市長からの諮問に応じて、高齢者保健福祉、障害者福祉及び地域福祉に係る計画に関する事項について調査、審議し、その結果を市長に答申する。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 2名以内
- (2) 保健医療サービス及び福祉サービスの関係者 3名以内
- (3) 高齢者 1名
- (4) 障害者又はその関係者 3名以内
- (5) 市民 1名

#### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める答申があった日をもって終了する。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて行政機関の関係者又は学識経験者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、健康福祉部福祉総務課において行う。

#### (委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第52号を第53号とし、第37号から第51号までを1号ずつ繰り下げ、第36号の次に次の1号を加える。

(37) 地域保健福祉計画策定委員会委員

第4条中「第49号」を「第50号」に改める。

第5条中「第50号」を「第51号」に、「第52号」を「第53号」に改める。

別表第2中

「	介護保険事業計画策定委員会委員	〃 9,100円	」
を			

「	介護保険事業計画策定委員会委員	〃 9,100円	」
	地域保健福祉計画策定委員会委員	〃 9,100円	

に改める。

付 則（平成13年3月30日条例第5号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成16年6月23日条例第12号）

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

付 則（平成20年9月24日条例第23号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

## 4 国立市地域保健福祉団体等連絡協議会設置要綱

平成18年 9月11日訓令第34号

(以下、改正)

平成21年 3月31日訓令第36号

平成22年 9月29日訓令第71号

### (設 置)

第1条 国立市地域保健福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たって、計画に対する市民及び当事者の意見を反映させ、並びに計画の点検を行うため、国立市地域保健福祉団体等連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 連絡協議会は、当事者団体等の連絡調整及び次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の策定に当たって、国立市地域保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）から依頼を受けた提案事項についての検討及び計画案に対する意見等の取りまとめを行い、委員会に報告すること。
- (2) 必要に応じて、計画の進捗状況の点検を行うとともに、計画の変更等が必要になった場合は、市長に提言すること。

### (組 織)

第3条 連絡協議会は、次に掲げる委員15人以内をもって組織する。

- (1) 身体しょうがいしゃに関する団体に属する者 1人以内
- (2) 知的しょうがいしゃに関する団体に属する者 1人以内
- (3) 精神しょうがいしゃに関する団体に属する者 1人以内
- (4) 高齢者に関する団体に属する者 1人以内
- (5) 子どもに関する活動を行う団体に属する者 1人以内
- (6) 自治会・自主防災組織に属する者 1人以内
- (7) 民生委員・児童委員 1人以内
- (8) 学校教育関係者 1人以内
- (9) 児童又は生徒の保護者 1人以内
- (10) 地域福祉に関連するNPO団体に属する者 1人以内
- (11) 福祉関連機関に属する者 1人以内
- (12) 保健衛生関連機関に属する者 1人以内
- (13) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 3人以内

### (会長、副会長及び書記)

第4条 連絡協議会に会長、副会長及び書記を置く。

- 2 会長、副会長及び書記は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 書記は、会議の内容を要点記録する。

(運 営)

第5条 連絡協議会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 連絡協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 連絡協議会に関する庶務は、健康福祉部福祉総務課において行う。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成18年9月11日から施行する。

付 則（平成21年3月31日訓令第36号）

1 この訓令は、平成21年3月31日から施行する。（後略）

2 （前略）第74条の規定による改正後の国立市地域保健福祉団体等連絡協議会設置要綱の規定（中略）は、平成20年11月1日から適用する。

付 則（平成22年9月29日訓令第71号）

この訓令は、平成22年9月29日から施行する。

## 5 国立市地域保健福祉推進本部設置要綱

平成6年9月1日訓令（甲）第40号  
（以下、改正）

平成7年5月22日訓令（甲）第21号  
平成8年3月29日訓令（甲）第20号  
平成8年8月30日訓令（甲）第42号  
平成13年3月30日訓令第10号  
平成17年7月12日訓令第24号  
平成18年10月6日訓令第45号  
平成19年3月29日訓令第34号  
平成19年6月29日訓令第52号  
平成19年7月24日訓令第58号  
平成20年5月2日訓令第30号  
平成21年3月31日訓令第36号  
平成22年8月30日訓令第62号

（設 置）

第1条 国立市地域保健福祉施策の円滑な推進を図るため、国立市地域保健福祉推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 国立市地域保健福祉計画推進の総合調整に関すること。
- （2） その他保健福祉施策の企画・調整に関すること。

（組 織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

- （1） 本部長は、副市長とする。
- （2） 副本部長は、教育長とする。
- （3） 本部委員は、別表1に掲げる職にあるものとする。

（本部長等の職務）

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指定する順位により、その職務を代理する。

（会 議）

第5条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、会議を主催する。

（推進委員会）

第6条 本部のもとに、推進委員会をおく。

2 推進委員会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成し、推進委員長は健康福祉部長とする。

3 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本部から指示された事項の協議に関すること。
  - (2) 本部に付議する事項の調整に関すること。
  - (3) その他保健福祉施策で必要な事項の協議・調整に関すること。
- 4 推進委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議を主催する。
  - 5 推進委員会には、必要に応じて分科会を置くことができる。
  - 6 推進委員会には、必要に応じて関係行政機関等の職員を出席させることができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は本部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成6年9月1日から適用する。
- 2 国立市地域保健福祉計画策定連絡会議設置要綱（平成4年8月国立市訓令（甲）第35号）は、廃止する。

付 則（平成7年5月22日訓令（甲）第21号）

この要綱は、平成7年6月1日から適用する。

付 則（平成8年3月29日訓令（甲）第20号抄）

- 1 この規程は、平成8年4月1日から適用する。

付 則（平成8年8月30日訓令（甲）第42号）

この要綱は、平成8年9月1日から適用する。

付 則（平成13年3月30日訓令第10号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成17年7月12日訓令第24号）

この要綱は、平成17年7月12日から施行し、改正後の国立市地域保険福祉推進本部設置要綱等の規定は、平成17年7月1日から適用する。

付 則（平成18年10月6日訓令第45号）

この要綱は、平成18年10月6日から施行する。

付 則（平成19年3月29日訓令第34号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年6月29日訓令第52号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

付 則（平成19年7月24日訓令第58号）

この訓令は、平成19年7月24日から施行し、平成19年7月5日から適用する。

付 則（平成20年5月2日訓令第30号）

この訓令は、平成20年5月2日から施行し、（中略）第2条の規定による改正後の国立市地域保健福祉推進本部設置要綱の規定（中略）は、平成20年4月1日から適用する。

付 則（平成21年3月31日訓令第36号）

1 この訓令は、平成21年3月31日から施行する。ただし、第91条から第99条までの規定は、平成21年4月1日から施行する。

2 （前略）第29条の規定による改正後の国立市地域保健福祉推進本部設置要綱の規定（中略）は、平成20年11月1日から適用する。

付 則（平成22年8月30日訓令第62号）

この訓令は、平成22年8月30日から施行する。

#### 別表1

企画部長 総務部長 健康福祉部長 子ども家庭部長 生活環境部長 都市振興部長 教育次長
--

#### 別表2

企画部	政策経営課長
総務部	職員課長 防災課長
健康福祉部	健康福祉部長 福祉総務課長 しょうがいしゃ支援課長 高齢者支援課長 保健センター所長 保険年金課長

子ども家庭部	児童課長 子育て支援課長
生活環境部	環境保全課長
都市振興部	都市計画課長 産業振興課長 建設課長
教育委員会	学校指導課長 生涯学習課長 公民館長

6 国立市地域保健福祉団体等連絡協議会 参加団体名簿

<small>だんたいめい</small> <b>団体名</b>	<small>だいひょうしゃ</small> <b>代表者</b>
<small>くにたちしんたいしょうがいしゃふくしきょうかい</small> 国立市身体障害者福祉協会	<small>しまだ かずお</small> 島田 和夫
<small>くにたちししたいふじゅうふぼかい</small> 国立市肢体不自由父母の会	<small>ひじかた やすお</small> 土方 靖男
<small>はったつ かんが かい たいよう すばる かい</small> くにたち発達しょうがいを考える会 太陽と昴の会	<small>こだま みやこ</small> 児玉 美也古
<small>せいしんしょうがいしゃかぞくかい かい</small> 精神障害者家族会「シュロの会」	<small>うえまつ かずみつ</small> 植松 和光
<small>こうじのうきのうしょうがいしゃ かぞく かい</small> 高次脳機能障害者と家族の会	<small>あずま ゆみこ</small> 東 由美子
<small>くにたちししかくしょうがいしゃきょうかい</small> 国立市視覚障害者協会	<small>まつもと かんじ</small> 松本 寛治
<small>くにたちしろうじん れんごうかい</small> 国立市老人クラブ連合会	<small>みた けんじ</small> 三田 賢司
<small>いくせいかい</small> 育成会	<small>かわじり としえ</small> 川尻 俊江
<small>じちかい じしゅぼうさいそしき</small> 自治会・自主防災組織	<small>なかはら おさむ</small> 中原 修
<small>くにたちしみんせいじどういいんきょうぎかい</small> 国立市民生児童委員協議会	<small>たかまつ やすこ</small> 高松 泰子

## 7 国立市地域保健福祉計画策定委員名簿

ぶん や 分 野	い いん めい 委 員 名	び こう 備 考
がくしきけいけんしゃ 学識経験者	ほらだ こうき 原田 晃樹	いいんちょう 委員長
	やまぐち なおき 山口 直樹	
ほけんいりょう およ 保健医療サービス及び ふくし かんけいしゃ 福祉サービス関係者	まつお かずひさ 松尾 一久	
	こしなが よしみち 越永 至道	
	てらだ えつこ 寺田 悦子	
しょうがいしゃ また かんけいしゃ 又はその関係者	あまの せいいちろう 天野 誠一郎	ふくいんちょう 副委員長
	さくらい ひろし 桜井 博	
	さとう じゅん 佐藤 淳	へいせい ねん がつ 平成22年9月～ へいせい ねん がつ 平成23年7月
	いいじま しゅんこ 飯島 瞬子	へいせい ねん がつ 平成23年8月～
しみんいん 市民委員	すがわら こうよ 菅原 公代	
	えはら としお 江原 俊雄	

さんこうしりょう

# 参考資料



## NPO等市民活動団体と国立市の協働／連携業務（平成21年度実施事業）

平成22年6月調査

	業務の概要	協働／連携の形態 (国立市のかかわり方)	21年度 実績額 (千円)	担当課
1	あさひふれあい広場管理協力	連絡・調整、美化資材の提供、謝礼	48	政策経営課
2	市民提案型子ども体験塾支援事業	補助金	1,166	政策経営課
3	市民のための防災学校2009	講師派遣、情報提供、備蓄品の提供	0	防災課
4	心身障害者通所授産事業（うめの木作業所）	補助	2,100	しょうがいしゃ支援課
5	心身障害者通所授産事業（カタバミ作業所）	補助	8,034	しょうがいしゃ支援課
6	心身障害者（児）地域デイグループ事業（ハイビスカス）	補助	3,089	しょうがいしゃ支援課
7	地域活動支援センターⅡ型	補助	7,900	しょうがいしゃ支援課
8	相談支援事業	委託料	9,442	しょうがいしゃ支援課
9	心身障害者通所授産事業（心身障害者共同福祉作業所 天成舎）	補助	7,887	しょうがいしゃ支援課

	業務の概要	協働／連携の形態 (国立市のかかわり方)	21年度 実績額 (千円)	担当課
10	介護予防デイサービス	委託	343	高齢者支援課
11	高齢者食事サービス	委託	21,842	高齢者支援課
12	非常通報装置保守点検委託	委託	120	児童課
13	認証保育所の運営	補助金	36,199	児童課
14	ファミリーサポートセンター事業 講習会時保育委託	委託	54	子育て支援課
15	子ども家庭支援センター 講座時保育委託	委託	51	子育て支援課
16	科学実験教室開催	児童館で開催、広報	0	子育て支援課
17	おもちゃ修理	児童館で開催、広報	0	子育て支援課
18	海外インターンシップ生受け入れ	委託	381	市民協働推進課
19	支援室借上料、光熱水費、通信費、印刷機借上料の負担、及び運営委託	委託	1,977	市民協働推進課

	業務の概要	協働／連携の形態 (国立市のかかわり方)	21年度 実績額 (千円)	担当課
20	国立市平和事業イベントの実施	企画共同立案・実施	935	市民協働推進課
21	ピースくにたち市民アート展の実施	企画共同立案・実施	10	市民協働推進課
22	アンネのバラパネル展	企画共同立案・実施	10	市民協働推進課
23	バラ手入れ実演会	企画共同立案・実施	26	市民協働推進課
24	男女平等セミナー お父さんと「親子de手打ちうどんづくり」チャレンジ	企画共同立案・実施	26	市民協働推進課
25	「子供たちのアート展-朝鮮学校を知るために」他	企画共同立案・実施	39	市民協働推進課
26	国連大学研修生ホームステイ受け入れ	企画共同立案・実施	44	市民協働推進課
27	子供体験塾「国連大学・国連UNHCR協会訪問」	企画共同立案・実施	258	市民協働推進課
28	地域防災センター、地域福祉館、地域集会所等の運営委託	指定管理	21,262	市民協働推進課
29	消費生活展	企画共同立案・実施	339	市民協働推進課

	業務の概要	協働／連携の形態 (国立市のかかわり方)	21年度 実績額 (千円)	担当課
30	大学通りの弱った桜の樹勢回復	道具の貸与、会場の確保等	0	環境保全課
31	多摩川探検隊等のイベント 公募した小学生と多摩川にて自然体験学習を行う (講師依頼)。	共同実施	20	環境保全課
32	住宅地等安全緑地推進事業	委託	200	環境保全課
33	環境活動の展示・発表のイベント	会場装飾委託	651	ごみ減量課
34	環境活動の展示・発表のイベント	ちらし配布委託	78	ごみ減量課
35	市が製作した家具等を法人が販売する。市が設定 した価格で販売し、半額を法人が受け取り、半額 を市に納付する。	市と確認書を締結している。	500	ごみ減量課
36	地産地消の推進	販売場所や会議室の確保		産業振興課
37	まつりによる市内の活性化及び市外からの来場者 に対してのPR	補助金の交付、会議室の確保、備品の貸出	939	産業振興課
38	まつりによる市内の活性化及び市外からの来場者 に対してのPR	補助金の交付、会議室の確保、備品の貸出	2,492	産業振興課
39	周年行事の協力(二小・六小)	協力	0	学校指導課

	業務の概要	協働／連携の形態 (国立市のかかわり方)	21年度 実績額 (千円)	担当課
40	生活科での昔遊びにおける講師	協力	0	学校指導課
41	総合的な学習の時間の環境学習における講師	謝礼	58	学校指導課
42	三小・一中・国立高校合同防災訓練の企画	小・中連携の推進	0	学校指導課
43	放課後子ども教室学習アドバイザー	講師依頼	6	生涯学習課
44	放課後子ども教室学習アドバイザー	講師依頼	10	生涯学習課
45	生産農家との仲立ちで地場産野菜の学校給食への導入	野菜の購入	3,844	給食センター
46	幼児・保護者対象のわらべうた遊び、絵本読み聞かせ	協働/企画共同立案実施	37	中央図書館
47	図書館、学校等でのお話会	協働/企画共同立案実施	90	中央図書館
48	本、新聞、市の広報紙等の点訳	委託	448	中央図書館
49	本、新聞、市の広報紙等の音訳	協働/企画共同立案	800	中央図書館

	業務の概要	協働／連携の形態 (国立市のかかわり方)	21年度 実績額 (千円)	担当課
50	公民館主催事業「パドル体操」の講師派遣	連携	75	公民館
51	公民館主催事業「IT講座」の講師派遣	連携	125	公民館
52	東京都議会議員選挙選挙公報の内容音訳テープ作成	報償	2	選挙管理委員会事務局
		合計	133,957	

## 国立市の公共施設等のバリアフリー化状況

平成23年4月1日現在

車いす対応トイレ設置施設	
No	施設名
1	市役所庁舎
2	谷保東集会所
3	富士見台二丁目集会所
4	くにたち北市民プラザ
5	くにたち南市民プラザ
6	富士見台一丁目集会所
7	くにたち立東福祉館
8	青柳福祉センター
9	西福祉館
10	東福祉館
11	北福祉館
12	東地域防災センター
13	下谷保地域防災センター
14	富士見台地域防災センター
15	中地域防災センター
16	くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ
17	国立市子ども家庭支援センター
18	国立市保健センター
19	国立市障害者センター
20	くにたち福祉会館
21	くにたち北高齢者在宅サービスセンター
22	西児童館
23	北保育園
24	南学童保育所
25	東学童保育所

車いす対応トイレ設置施設	
No	施設名
26	国立駅南口公衆便所
27	流域下水道処理場広場管理棟
28	矢川上公園公衆便所
29	谷保第四公園公衆便所
30	矢川いこいの広場公衆便所
31	北第一公園公衆便所
32	泉第二遊園公衆便所
33	寺之下親水公園公衆便所
34	谷保第三公園公衆便所
35	くにたち中央図書館
36	国立市公民館
37	くにたち市民総合体育館
38	くにたち市民芸術小ホール
39	くにたち郷土文化館
40	国立第一小学校（体育館）
41	国立第二小学校（体育館）
42	国立第三小学校（体育館）
43	国立第四小学校（体育館）
44	国立第五小学校
45	国立第五小学校（体育館）
46	国立第六小学校（体育館）
47	国立第七小学校（体育館）
48	国立第八小学校
49	国立第一中学校
50	国立第二中学校
51	国立第三中学校
52	国立第三中学校（体育館）

車いす対応市民 ト イ レ	
No	施設名
1	(株)紀ノ国屋 国立店
2	(株)西友 青柳店
3	C I Lくにたち援助為センター
4	ふぁみりー・さぽーと
5	東京都心身障害者福祉センター 東京都多摩障害者スポーツセンター
6	向陽保育園

エレベーター設置施設	
No	施設名
1	くにたち中央図書館
2	市役所庁舎
3	国立市保健センター
4	くにたち市民総合体育館
5	国立市公民館
6	国立市障害者センター
7	くにたち市民芸術小ホール
8	くにたち福祉会館
9	くにたち郷土文化館

## だれもが安心して暮らせるまちづくりの推進ワーキンググループ提言書の現状と課題に対する改善状況

平成23年4月1日現在

移動（駅・バス・タクシー）

項目	現状の問題点と要望	改善状況
タクシー	聴覚者は筆談になるので、運転手さんに筆記用具を用意してほしい。	今後、国立市福祉タクシー対策協議会を通じてお願いします。
	盲導犬、聴導犬、介助犬などの乗車は、法律で義務付けられているが、まだ徹底されていない。一部の会社では、ペットと混同している。行政からも指導してほしい。	〃
	リフト付きタクシーが、国立には10台しかない。しかも、一社に集中している。タクシー券の利用できる会社には、どこも1台ぐらいはあるといい。福祉車両購入時に助成金制度などは出来ないか。	14社中で5社が車いす乗車が可能となっている。今後も車いす乗車が可能な車の増車をお願いします。
	車椅子の研修をしている会社が少ない。タクシー券登録の10社中車椅子研修をしていないと回答したのは6社だった。時々はやって欲しい。	今後、国立市福祉タクシー対策協議会を通じてお願いします。
くにっこ	北ルート、北西ルートの本数をもっと増やしてほしい。	今後の検討課題
	値段が高い。他市のように100円だとよい。	運賃は現行維持
	本数が少ない。今の50分に1本を30分に1本にしてほしい。	今後の検討課題
	青柳・泉ルート、郷土文化館へ停車してほしい。	バス停の変更予定は考えていない。
	谷保駅や東の地域にも走らせてほしい。	今後の検討課題
国立駅	高架工事では13人乗りが基準だが、もっと大きいものがほしい。トイレもストレッチャータイプの電動がゆったり使える広いものにしてほしい。	平成22年度までに上下線とも18人乗りエレベーターを設置
	視覚障害者の要望。駅の階段のはしにテープを貼ってほしい。	JR東日本に理解と協力を求め協議を進める。
	手すりにも工夫してほしい。横だけではなく、縦方向のものもよいのではないか。	〃
	ホームドアを設置してほしい。	〃
	ホームのエレベーターの横にインターホンがないので、駅員さんを呼ぶことができない。	〃
	エスカレーター、視覚障害者には上りと下りが分からないので、誘導音声案内がほしい。	〃
	いつも窓口が混んでいるので、1ヶ所でも車椅子が通れる幅の自動改札を設置してほしい。	〃
	手話のできる駅員さんがいなくて不満がつまっている。一人ぐらい配置してほしい。	〃
電子掲示板・時計の下に情報が入るものがほしい。矢川駅、谷保駅にもほしい。	〃	
矢川駅	階段が急過ぎて怖い。車椅子利用者も階段昇降機を使うのは怖い。近くの病院に通う患者さんも大変。13人乗りエレベーターを計画中。	平成23年3月に13人乗りエレベーター設置済
谷保駅	エレベーターを設置してほしい。	現在、JR八王子支社と設置に向け協議中

道路（歩道・信号・自転車）

項目	現状の問題点と要望	改善状況
国立駅	大学通りの自転車路の左側通行進入口の半開柵を設置してほしい。	都道のため、不可能
北口	オリンピック近くの歩道が狭く、斜めになっていて危険。	都道のため、都へ要望済
	バス乗り場をはずれると、歩道が狭いので通りにくい。	都道のため、都へ要望済
大学通り	一橋大学東側バス停は、自転車道路と歩道に段差があるので、一度自転車道路に降りないとバスに乗ることができない。乗降しやすくしてほしい。	都道のため、都へ要望済
旭通り	歩道に電柱が多いので、道幅がせまい。	都道のため、都へ要望済
富士見通り	電柱がじゃまで、通りづらい。自動車が歩道に乗り上げていて、通れないことがある。	都道のため、都へ要望済
	「さえき」の前の自転車がじゃまになって、通りにくい。	再度、事業者に申し入れたい
	郵政研究所の周辺の歩道がせまい。	困難
さくら通り	歩道に水たまりができる場所が多い。（二中南）	対応済
	街路樹の根っこがデコボコに盛り上がっているので、通りにくい。	部分的に対応済
	ピエトロの前の段差が大きい。陥没している箇所がある。	対応済
信号機	大学通りと桐朋通り交差点に、音響信号を設置してほしい。 歩行者用の信号の位置が、子供や首に障害がある人には高すぎる。	立川警察に申し入れ予定
甲州街道	谷保駅から甲州街道までの歩道がせまく、通りにくい。	都道のため、困難と考える。
	谷保天満宮の信号から立川方面の歩道がせまく、自転車とすれ違うことが難しい。	都道のため、都と協議中
	歩道がせまくて、バス乗降もできない場所が多い。	都道のため、都へ要望済
第一団地バス停	ジョナサンの前のバス停の歩道が盛り上がっていて、バスのスロープが出せないので平らにしてほしい。	改善済
むっさ21 第一団地商店街	サンドラッグから商店街に上げられるスロープがほしい。	困難と考える。（商店街）
都立五商側の歩道 から消防署まで	都立五商の交番のとなりの歩道がせまいため、車と自転車がぶつかる危険性がある。道がせまくなっているため、歩道用の道がない。歩道から車道に降りるときの段差が大きい。	歩道拡幅は困難、段差改修は検討
谷保駅ロータリー	駅の西側階段前には、車道から歩道に上げられる場所があるが、反対側の7イレブンの方にはないので、上がり口をつくってほしい。	都道のため、都へ要望済
駅周辺の道	駅の南から北へ抜ける歩道がせまくて怖い。	改修中
道路標識	せまい所から広い所へ出る時の『とまれ』の標識が国立は少ない。国分寺はもっとついてい	立川警察に申し入れ予定
たまらん坂	坂がきつくて怖い。車椅子が斜めになるから、介護者が体を支えたりして上っている。	都道のため、歩道拡幅を都へ要望済
歩道	歩道のタイルは、古くなると凸凹してきて、車椅子に振動が大きくなる。特に、首のすわりの不安定な人には、非常に負担がかかる。マンホールの溝なども振動がきつい。	部分的に対応済
富士見台第3団地	木が茂って、歩道にはみ出してせまくしている。	対応済

道路（歩道・信号・自転車）

項 目	現状の問題点と要望	改善状況
私道	自分の家から出た所で、お年寄りが転んでしまう。私道のバリアフリーに対して、補助金は	補助等を行っていない
国立駅のバス停	聖蹟桜ヶ丘行きバス停の真ん中の柱に看板があって、よけい乗り場がせまい。	改善済
矢川駅のバス停	ロータリーの乗降場の花壇がじゃまで、車椅子が降りられない。	花壇を撤去済
富士見通りの歩道の修理	ジョナサンの前のバス停 ドアが開く所に2本ポールが立っているの、ドアの位置が合わせにくい。運転手さんが、取ってほしいと言っていました。	対応済
第一団地バス停	富士見通りの西友の反対側歩道の縁石がひび割れして、ガタガタしていて危ない（都道）	縁石改修済
谷保駅から多摩障害者スポーツセンターまでの歩道	富士見台のジョナサンの駐車場入り口の歩道点字ブロックが、段差になっていて危ない。	改修済
点字ブロック	信号の角やお店の角、車道から歩道に上がるところに段差があった。	改修済
点字ブロック	弱視の人は、黄色い色がたよりなので、落ちや剥がれは事故のもとになる。定期的にチェックしてほしい。	検討する。

建物

項目	現状の問題点と要望	改善状況
エレベーター	国立駅南口の東西書店・増田書店ともにエレベーターが小さい。	状況変化なし
	谷保駅北口クリニック 3階建なのにエレベーターが小さくて、入りにくい。(6人乗り)	状況変化なし
	谷保駅北口の1階が本屋のビルも、エレベーターが小さい。(6人乗り)	状況変化なし
	駅の階段で使う「昇降機」が怖い。矢川駅にエレベーターがほしい。	平成23年3月に13人乗りエレベーター設置済
	福祉館・防災センターにエレベーターがない。	状況変化なし
	青柳団地エレベーターがせまくて、介助者が入れない。	状況変化なし
体育館	八小の体育館が2階にあり、避難場所として使いにくい。	現状では困難
店舗	大学通りのバーミヤンにスロープがなくなり、階段になったので入れなくなった。	状況変化なし
	富士見通りの「さえき」の中は、荷物が通路にも積まれ、車椅子で歩きにくい。	店舗の通路が狭いため難しい。
	一般商店に、車椅子で入れるトイレが無い。	
	味の民芸。トイレが前は広かったのに、改装後はせまくなって使いづらくなった。	状況変化なし
銀行	多摩信用金庫は、以前は正面入り口に段差があって、ドアも重く入りづらかった。最近入り口がバリアフリーになり自動ドアになったので、車椅子でも一人で入れるようになった。他の銀行も見習ってほしい。	対応済
	三井住友銀行は、前から入り口は自動ドアで入りやすかったが、エレベーターが小さく開閉時間も短いので、誰かがいないと使えない。	状況変化なし
	銀行や郵便局に、車椅子対応のキャッシュサービス機械をつくってほしい。	場所により車椅子では利用しづらいATMもあるが、案内係が対応している。
	コンビニのATMは使えない。	状況変化なし
公共施設	入り口チャイムの設置を望む。視覚障害者はチャイムで場所の確認をするので、近所迷惑という話もあるが理解してほしい。	検討課題
	福祉館などにある車椅子用のトイレを物置代わりにしないでください。いつでも使えるようにしておいてほしい。(きた福祉館)	改善済
	駅や建物などの階段の手すりに「点字」をつけてほしい。	状況変化なし
市役所西側入り口の段差	点字ブロックの所に板が敷いてあったが、ガタガタで車椅子のタイヤがひっかかって危ない。杖を利用している人にとっても危ない。	改修済
病院	個人病院は、バリアフリー化されていない所が多い。	状況変化なし
公園	第1公園入り口に自転車置いてあって、入れないことがある。公園の周りはU字溝で、車椅子では入れない。唯一入れる場所に自転車がじゃまして困る。	対応済
防災センター	2階建てが多いが、どこもエレベーターが無い。富士見台防災センターのトイレ 車椅子対応になっているが、トイレトッパーの棚が介助者の頭にぶつかる。アコーディオンカーテンも電動車椅子だとせまいので、普通のカーテンの方がよい。	エレベーター設置については現状困難 富士見台防災センターのトイレの改修は今後検討
学校	バリアフリーになっていないところが多い。避難場所の体育館ぐらいいは、対策をたててほしい	第八小学校以外はバリアフリー化済
駐輪場	道路に放置自転車が多い。使いやすい駐輪場を増やしたらどうか。	今後の検討課題
公共トイレ	国立は小さい店が多く、車椅子用トイレを作るのが難しいので、公共のだれでもトイレを増やしてはどうか。	市内8店舗に協力依頼済
駐車場身障者用	矢川駅やさくら通り周辺の店舗の駐車場を調べたところ、身障者用駐車場がほとんど無い。調べた段階では、10台以上の駐車スペースがある店舗の一部を調査したところ、13店舗中3店舗しか身障者用は無かった。せめて、1台分ぐらいいは造ってほしい。	事業者に機会を通じて協力を求める。

その他

項 目	現状の問題点と要望	改善状況
マナー	<p>谷保駅前のマック・サンバード前に自転車が止めてあって、通りにくい。                      南口 ・北口の各銀行の前の歩道に放置自転車が多い。                      ハード面だけでなくソフト面（市民の意識）を啓発していく必要がある。                      ・ふれあいデーを作って、住民と車椅子利用者が一緒に歩いてチェックする。</p>	<p>現在、撤去作業をほぼ毎日実施</p>
	<p>聴覚障害者の立場から                      ・市が聴覚マークのようなものを作り、それを運転手に渡すと筆談の道具を出すなどのアイデアもいいのではないか。</p>	<p>今後、国立市福祉タクシー対策協議会を通じてお願いする。</p>
	<p>視覚障害者の立場から                      ・点字ブロックの上に、自転車が止まっている。                      ・信号を守らない人がいるが、視覚障害者はまわりの人の渡る気配で自分も渡るので、そのことを知ってほしい。</p>	<p>市報等で働きかける。</p>
	<p>市が、交通事業者と話し合ってほしい。マナー改善を行政から訴えてほしい。</p>	<p>機会を捉え働きかける。</p>
	<p>大学通りの自転車道を逆走する自転車が危ない。国立駅に向かう時は、西側の自転車道を通る。谷保駅に向かう時は、東側の自転車道を通るというルールが守られていない。</p>	<p>自転車が逆走しないよう看板等を設置済</p>
	<p>歩道に乗り上げている違法駐車車がじゃまになって、車椅子が通れないことがある。                      ミラーにぶつかって、けがをすることがある。</p>	<p>立川警察へ要望する。</p>
制度	<p>民間への助成金制度があると良い。入り口のスロープ、だれでもトイレ、リフト付きタクシーなどに対する補助。</p>	<p>民間への助成は福祉のまちづくり条例で実施</p>





国立市